

平成28年度司法研究（民事）
「地方裁判所における民事訴訟の合議の在り方に関する研究」
報告書概要（案）

平成28年度司法研究

研究員

東京地方裁判所判事	永谷典雄
東京地方裁判所判事	森田浩美
大阪高等裁判所判事	森鍵一
福島地方裁判所郡山支部判事	矢作泰幸
東京地方裁判所立川支部判事	牧野宇周
那覇地方裁判所判事	小西圭一
那覇地方裁判所沖縄支部判事	吉村弘樹

第1 本研究の概要

1 本研究の目的

本研究は、地方裁判所における民事第一審訴訟事件の合議の在り方について研究するものである。事件の複雑困難化に伴い裁判所による審理判断はこれまで以上に難しくなってきており、民事裁判に対する国民の関心や期待は以前にも増して高まっているところ、裁判所に対する国民の信頼をより一層強固なものにしていくためには、裁判（審理判断）の質を更に高めるための不断の努力を続けていく必要がある。本研究は、部の機能の活性化の一環である合議の充実・活用が裁判の質を高める上で必要かつ有効であることを明らかにするとともに、この取組を全庁的に進め、現実に裁判の質の向上に結び付けていくために、有益な視点や手掛かりを提供することを目的としている。

また、部を構成する各裁判官は、部全体の事件処理の最適化の見地から、互いに担当事件の処理状況等について率直に意見交換を行って、部全体としての課題の解決を図ることが求められており、特に部総括裁判官は、各部の状況等を組織的に共有し、全庁的な事件処理上の課題を明確化する上でも責任を負っている。本研究は、各裁判官が部の機能の活性化の一環として合議の充実・活用に積極的に取り組むことにより、こうした点の意識改革が進んでいくことも期待している。

2 本研究の方法

合議は、個々の裁判体が具体的な事件について行うものであるから、極めて個別性が高い上、その内実については、評議の秘密のために外からは見えにくいところがある。そこで、本研究においては、文献等の調査のほか、①全国12の地方裁判所（支部を含む。）の民事部を対象とする実情調査、②司法研修所の研究会において実施された模擬評議への参加等により、合議の在り方について、できる限り実証的な研究を行うことを試みた。

第2 民事訴訟における合議の充実・活用

1 民事訴訟の現状と課題

(1) 民事訴訟の現状

ア 概況

全国の地方裁判所の民事第一審訴訟事件の新受件数は、過払金返還請求訴訟の増加に伴って急増したが、平成21年をピークに減少し、平成26年以降、全体としては、落ち着いた状況が続いている。他方、既済事件の平均審理期間は、平成21年以降、徐々に長期化している。特に、人証調べを実施して対席判決で終局した事件（実質的に争いのある事件）は長期化が続いている。その主な原因是、争点整理期間の長期化にあると言える。また、全国の地方裁判所の民事第一審訴訟事件のうち係属期間が2年を超える長期未済事件の件数は増加傾向にあり、その未済事件に占める割合も緩やかな増加傾向にある。

イ 事件の性質の変化（複雑困難化）

民事第一審訴訟事件については、新受件数は落ち着いた状況が続いているにもかかわらず、平均審理期間（特に争点整理期間）が徐々に長期化しており、長期未済事件もやや増加している。その要因としては、まず、民事訴訟事件が質的に複雑困難化していることが挙げられる。具体的には、①専門的知見を要する事件（従来から相当数存在した医事関係訴訟、建築関係訴訟のほか、近年増加している複雑な金融商品に関する事件、システム開発に関する事件等）、②波及効への配慮が必要となる事件（約款の解釈をめぐる事件や、一定の企業活動等に起因する損害の賠償を求める事件のほか、薬害訴訟や環境訴訟等のいわゆる政策形成訴訟）、③国民の権利意識の高まりや、社会の価値観の多様化に伴い、多様な権利利益が主張され、価値観が先鋭に対立する事件（パワー・ハラスメントやセクシャル・ハラスメントの成否が争われる事件、様々な主観的利益の侵害を理由とす

る損害賠償請求事件等), ④事実関係が錯綜した事件 (社会の高齢化や家族の在り様の変化等に伴う, 遺留分減殺請求事件, 遺産確認請求事件, 被相続人の預貯金の引出しに係る不当利得返還請求事件等, 遺産や相続をめぐる親族間の紛争等) が増加傾向にあることが指摘されている。

上記③, ④の事件は, 非典型的・非定型的なものであることが多く, 判断枠組みが不明確であるために審理判断の見通しをつけたり当事者と裁判所とで争点等についての認識を共有したりする上で困難が伴うことも少なくない。

ウ 当事者の訴訟活動の変容等

当事者の訴訟活動の変容等も裁判所の審理判断をより困難なものにしていると考えられる。

まず, 法曹人口の増加に伴って経験が浅い弁護士が相対的に増加したこと等により, 訴訟に不慣れな弁護士が増え, 争点整理が円滑に進まないことが増えたと指摘されている。

次に, インターネット等を通じて弁護士に依頼する事件が増加したことにより, 弁護士と依頼者との関係が希薄化している場合があり, 証拠収集活動が適切かつ迅速に行われないことが増えたと指摘されている。

さらに, 国民の権利意識の高まりやインターネットの発達等に伴い, 訴訟の当事者が一定の法的知識を身に付け, 事件について自分なりの見解を有していることも多くなっており, 裁判所の訴訟指揮や和解案の提示等に困難が生ずる場合も増加していると指摘されている。

(2) 民事訴訟の課題

民事訴訟事件の質的な複雑困難化や当事者の訴訟活動の変容といった状況の変化により, 裁判所による審理判断は, これまで以上に難しくなってきている。その一方で, 国民の権利意識の高まりや情報化社会の進展に伴い, 民事裁判に対する国民の関心や期待は, 以前にも増して高まっていると言う

ことができる。

このような状況の下において、裁判所に対する国民の信頼をより一層強固なものとしていくためには、現状に満足することなく、裁判所全体として、裁判の質（審理判断の質）を更に高めるための努力を不断に続けていく必要がある。ここでいう「裁判の質」は、結論の適正さだけでなく、結論に至る理由の通用性や説得力をも要求するものであり、また、当事者に主張立証の機会を確保するといった手続保障にとどまらず、審理全体の納得性をも求めるものであると考えられる。さらに、以上のような審理判断を尽くすためには一定の時間が必要であることは否定できないとしても、現代社会のスピード感や、それを前提とする国民の期待等に照らすと、合理的な期間内に紛争を解決するということ（裁判の迅速性）もまた、裁判の質の重要な要素となっていると考えられる。

2 裁判の質の向上と合議の充実・活用

(1) はじめに

地方裁判所においては、近年、部の機能を活性化し、裁判の質の向上を図る取組が行われている。これは、「部」という裁判所運営の最も基本的な単位を活用し、部に係属する事件を適切に合議事件と単独事件とに振り分けるとともに、充実した合議や単独事件についての意見交換を行うことにより、部全体として事件の適正迅速な解決を図ることを目指すものである。ここでは、ふさわしい事件について合議体による審理判断を積極的に活用し（合議の活用）、実質的な合議を通じた多角的な事案の検討により充実した審理を行うこと（合議の充実）が求められる。その意味で、合議の充実・活用は、部の機能の活性化の重要な構成要素であると言える。しかしながら、この取組については、合議の充実・活用を図ることが裁判の質の向上にどのように結び付くのかという点についての認識が必ずしも共有されておらず、取組の必要性、有効性が十分に理解されていない面もあるように思われる。この取

組が、合議事件を増やすこと自体を目的とするものではなく、飽くまでも裁判の質の向上を目指すものであることを、改めて確認する必要があろう。

(2) 裁判所法の定めとその趣旨・沿革

裁判所法26条は、地方裁判所は原則として一人の裁判官でその事件を取り扱うものと規定し、単独制の原則を明らかにした上で（1項）、合議体で取り扱うべき事件を列挙しており（2項）、同条2項は、民事第一審訴訟事件については、合議体で取り扱うべき事件として「合議体で審理及び裁判をする旨の決定を合議体でした事件」（裁定合議事件）を挙げるのみで（同項1号）、合議体で審理及び裁判をするか否かを合議体の自由な裁量に委ねている。

裁判所法の施行当初の地方裁判所においては、旧憲法下の裁判所構成法が地方裁判所の法廷における審理裁判について合議制を採用していたことから、なお相当程度の割合の事件が合議体により審理判断されていた。この割合が大きく低下したのは、昭和25年に、連合国最高司令官総司令部（GHQ）が我が国に政府に対して民事事件及び刑事事件の審判を促進する措置を直ちに講ずるよう指令したことを受け、最高裁判所が、訴訟促進の見地から法定合議事件以外はできる限り一人の裁判官が取り扱うこと等を求める通達を発出して以降のことである。その後、この合議率は、大きく変化することなく推移し、今日に至っている。

以上のとおり、裁判所法の下で単独制への傾斜が急激に進んだのは、戦後の混乱期における外在的な要因によるものであって、同法の下においても、合議制をごく例外的なものと位置付ける運用が必然的なものであると言うことはできない。

(3) 外国の法制との比較

英米法系の国においては第一審事件は単独制によるのが通常であるのに対し、大陸法系の国においては合議制が重視されているところ、その理由に

については、裁判官の任用システムの違い（法曹一元かキャリア・システムか）にあると説明されることが多い。ところで、我が国と同じくキャリア・システムを採用する大陸法系の国であるフランス及びドイツにおいては、合議制から単独制に徐々にシフトする動きがあるとされる。

もっとも、フランスにおいては、単独制が徐々に取り入れられているが、当事者が申し立てれば当然に合議制に移管するなど、なお合議制の原則が維持されている。また、ドイツにおいては、累次の法改正により、単独制を原則とする制度に移行したものの、合議制が原則とされる事件類型が広く規定されているなど、なお合議制に重要な役割が与えられている。

これらと比較しても、我が国の戦後における、単独制を原則とする制度への転換や、運用における単独制への傾斜は、かなり性急なものであったと言わざるを得ない。このような観点からも、今日の我が国における合議制の運用の在り方について、改めて検討する必要があると考えられる。

(4) 合議制の意義と裁判の質

以下のとおり、合議制の意義を踏まえると、裁判の質の向上を図るために、部全体としての事件処理の最適化を念頭に置いた上で、合議の充実・活用の取組を進めることが必要かつ有効である（合議体による審理の効用として、裁判の質を高めることができる）と考えられる。

ア 裁判の適正性

合議制と単独制とを比較した場合、一般に、合議制は裁判の適正という点で優れないとされる。具体的には、①合議の過程を通じて、各裁判官の意見の主觀性が捨象され、判断が客觀性を備えるようになる、②裁判官の不注意による見落としの危険が比較的少ない、③訴訟資料が複雑で困難な場合、各裁判官の異なった方面の知識を活用し、分担して調査することも容易であるなどと指摘される。

合議は、単に合議体の構成員の意見を並列的に集成したり機械的に平均

したりするものではなく、各構成員が、協力して合議体としての1個の意思ないし認識を形成するものである。人の認識は、各自の能力、性格、知識、経験、興味、立場といった主観的なものに左右され、客觀性を失いがちであるが、合議制の裁判所にあっては、適切な合議が行われれば、合議体の各構成員が相互に主觀性を除去し合い、裁判所（合議体）としての認識を客觀的なものにすることが可能である（上記①の点）。また、複数の裁判官の目によるチェックが、見落としや誤謬のリスクを低減させることは、明らかである（上記②の点）。さらに、各裁判官が、それぞれの知識や経験則を補完し合ったり、調査を分担したりすれば、検討に深みと幅を持たせることができると、様々な反対論等を想定して吟味することにより、結論を異にしないまでも、理由付けの通用性及び説得力を高めることも可能になる（上記③の点）。そして、地方裁判所の合議体は、ベテランの裁判長、中堅の右陪席裁判官及び若手の左陪席裁判官という年齢層、人生経験、職務経験等の異なる3人の裁判官から構成されており、各裁判官の有する知識や経験則にも一定の幅があるから、合議の充実・活用を図れば、単独制による場合と比較して、より多角的な観点から事案を検討することができ、誤謬を回避するとともに、個々の裁判官の主觀やバイアスを修正したり、相互に経験則を補完したりすることにより、通用性の高い説得力ある理由付けを伴う適正で客觀性のある判断をすることができるようになると考えられる。

イ 裁判の迅速性

一般に、裁判の迅速という点では、単独制の方が合議制より優れているとされているが、合議制では、適切に合議を行うことにより、一人で沈思するよりも早く結論に達することが可能な場合もあるし、判例や文献の調査、判決書の起案等の作業を分担して行うことも可能となるから、合議制の裁判に要する延べ時間が単純に単独制の3倍となるわけではない。

また、複雑困難な事件については、一人の裁判官では方針を詰めきれず、審理が漂流しがちであるのに対し、合議制であれば、合議体で集中的に議論をすることにより適切な審理方針を早期に確立し、争点等の整理のための膨大な作業を構成員間で分担しながら進めることもできるなど、かえって迅速な解決が可能になることも少なくない。

さらに、個別の複雑困難な事件を合議制によって円滑に解決することができれば、部内の他の複雑困難な事件を更に合議に付して解決することができるになり、その結果、当該部の単独体は専ら比較的単純平易な事件に取り組めば足りることとなり、その処理も円滑に進むようになるから、当該部の事件全体の迅速な解決を図ることが可能になると考えられる。

以上のとおり、合議制よりも単独制の方が常に迅速な事件処理が可能であると単純に言うことはできず、部全体の事件の係属状況等を踏まえ、ふさわしい事件について合議の充実・活用を図ることにより、個別の複雑困難な事件を迅速に解決することができ、さらに、部全体としても、効率的で迅速な紛争解決をすることが可能になると考えられる。

ウ 裁判の正統性・納得性

合議制の長所としては、個人ではなく多数人による判断であることにより、裁判が権威を持ち、当事者の信頼を得られるということも指摘されている。裁判の正統性、納得性という要素は、適正性、迅速性とは独立に、大きな意義を有している。合議制においては、一人ではなく3人の裁判官が審理判断に関与するのであって、そのこと自体が当事者や国民一般に対して無視し得ない重みを持つから、合議の充実・活用を図ることは、裁判の正統性、納得性を高めることにつながると考えられる。

エ 合議体を構成する裁判官の力量向上等

合議制については、裁判長に人を得、かつ、その指導が適切であれば、陪席裁判官の力量の不足をある程度補うことができ、同時に、新任の裁判

官の育成にも役立つなどと指摘される。合議においては、期日における手続、事案の見通し、事実認定や法律問題、和解案の内容、判決理由の記載等の様々な事項について意見交換が行われるところ、陪席裁判官（特に若手裁判官）は、この過程を通じて、訴訟運営の在り方につき広く学ぶことができる。合議自体が、争点整理、事実認定、法解釈、和解、判決起案等に関する知識や技法を継承するための重要な場となり得る。

また、他の裁判官の知識や技法に触れ、目の前の事件について真剣に議論することができる場であるという点では、合議は、陪席裁判官のみならず、裁判長にとっても重要な意義を持ち得る。陪席裁判官も、各種の専門部・集中部や外部経験等を通じて、裁判長にない知識や経験を有していることが少なくないし、他者との議論によって自らの思想や理論を深めることもできるのであって、裁判長自身も、意欲と姿勢さえあれば、合議を通じて更なる力量の向上を図ることが可能であると考えられる。

さらに、個別の事件の審理運営について合議体で真剣に議論すれば、合議体の構成員である各裁判官がそれぞれ力量向上を図り得るだけでなく、在るべき審理運営についての議論が深まり、これについての共通認識が形成されると考えられる。そして、これと現状とを比較すれば、各部、各庁の審理運営の具体的な課題を浮き彫りにすることができ、その課題の解決を通じた審理運営の改善を図ることもできるようと思われる。

オ 小括

以上のとおり、合議制においては、知識や経験の異なる3人の裁判官が多角的な観点から事案を検討することを通じて、誤謬を回避するとともに、個々の裁判官の主観やバイアスを修正したり、相互に経験則を補完したりすることにより、通用性の高い説得力ある理由付けを伴う適正で客観性のある判断をすることが可能となり、かつ、適切な審理方針を早期に確立して迅速な審理を行い得るようになると考えられる。また、合議制の裁判は、

単独制の裁判と比べて高い正統性、納得性を有し、裁判に対する国民の信頼を高めることができると期待できると思われる。さらに、合議への参加を通じて、構成員である各裁判官が力量を高め、その関与する合議事件のみならず単独事件の審理判断をより良くしていくことが可能であると言える。

このように、合議の充実・活用を図ることは、裁判の質を更に高める上で必要かつ有効であると考えられる。合議の充実・活用の取組を進めるに当たっては、このような必要性、有効性を踏まえ、各部、各庁における審理運営の具体的な課題を明確にした上で（この明確化の作業も、合議体による議論を通じて行われることになる。）、取組が、その課題を解決して裁判の質を高めるために行われるものであることを意識しつつ、当該課題との関係で取組の効果を検証したり、より効果的に取組を進めるための方策を検討したりする必要があると言うべきである。

3 合議の充実・活用の取組の現状と課題

(1) 取組の現状

全国の地方裁判所の民事第一審訴訟事件（未済事件）のうち合議事件が占める割合（合議率）は、平成22年以降、上昇を続けている。

しかしながら、審理期間が2年を超える民事第一審訴訟事件（既済事件）のうち合議事件が占める割合の推移を見ると、近年、上昇傾向にあるものの、平成29年は33.5%であり、なお60%以上の事件は、最後まで単独事件のまま処理されている。

合理的な期間内に紛争を解決すること（裁判の迅速性）もまた、裁判の質の重要な要素であり、裁判の迅速化に関する法律は、「第一審の訴訟手続については2年以内のできるだけ短い期間内にこれを終局させること」を目標としているところ（2条1項）、合議によって複雑困難な事件を迅速に解決することが可能と思われること等に照らすと、少なくとも、審理期間が2年を超える事件の中には、合議体によって審理判断をされるべきものが一定数

含まれていると考えられる。そうすると、合議の充実・活用の取組が進められている現在においても、なお、合議体による審理判断がふさわしい事件（以下「合議相当事件」という。）が、合議に付されずに、単独事件のまま処理されている可能性があると言うべきである。また、既済事件の合議率は、最近10年間では、3%から5%程度で推移しており、顕著な上昇は見られない。

以上のように、未済事件の合議率は上昇しているにもかかわらず、既済事件の合議率がそれほど上昇していないという状況に照らすと、合議に付されたものの解決までに時間が掛かっている事件が相当数存在している可能性があると考えられる。そして、合議事件が滞留している部や庁においては、更なる付合議が困難な状況が生じていることも疑われる。

（2）取組の課題

民事訴訟において裁判の質を更に高めていくためには、各部、各庁における審理運営の具体的な課題を明確にした上で、その課題を解決して裁判の質を高める観点から、部全体としての事件処理の最適化を図ることを念頭に置いて、合議の充実・活用を図ることが必要かつ有効である。具体的には、①合議相当事件を適切に合議に付すとともに、②合議に付した事件について、適正迅速な審理判断を行い得るよう、充実した合議を行うことが求められる。

しかしながら、前記（1）の現状に照らすと、現在の合議の充実・活用を図る取組には、これらのいずれの局面についても、裁判の質を高めるという観点からは、なお課題があるものと言うべきである。

第3 合議相当事件と付合議の在り方

1 はじめに

合議の充実・活用を図って裁判の質を高めるには、合議相当事件を適切に合議に付すことが求められる。そのためには、各合議体において、どのような事件が合議体による審理判断にふさわしいかについての認識を共有した上、その

ような事件を適切に合議に付すためのプロセスを整備する必要がある。

2 合議相当事件の内実

(1) 事件の内容、性質

地方裁判所の民事・行政の第一審事件については、裁判所法上、合議体で審理及び裁判をするものとするか否かについて特別の基準は定められていないが（裁判所法26条1項、2項1号），その趣旨に照らすと、複雑又は重要な事案である限りは、合議に付すことが予定されているものと解される。

合議に付す事件の選別に当たっては、事件の類型や規模、当事者の属性、裁判所の判断が社会に与える影響等が考慮されているとされ、実情調査においては、事案の困難性や重大性といった要素を考慮している例が多く見られた。これら事件の内容、性質に関する考慮要素のうち、事件の類型について見ると、実情調査では、多くの府において、行政訴訟事件、医事関係訴訟事件、労働関係訴訟事件、知的財産権訴訟事件、公害損害賠償請求事件、国家賠償請求事件といったものが、原則として合議に付すべき事件類型として取り扱われていた。これらは、類型的に複雑又は重要であると考えられる事件であって、事件類型自体から、原則として合議に付すべきものと言うことができる。これに対し、事件の規模、当事者の属性、社会的影響、事案の困難性や重大性といった要素は、いずれも程度問題であり、どの程度に至れば合議に付すべきかが必ずしも明確でない。具体的にいかなる事案が、複雑又は重要で、合議体による審理判断にふさわしいものであると言えるかについては、事件の複雑困難化や民事裁判に対する国民の関心、期待の高まりといった事情を踏まえつつ、合議制の意義等に照らして、個別に検討する必要がある。具体的には、以下のような観点から検討することが考えられる。

ア 法解釈の困難性

法解釈は、当該事案に適用すべき規範の内容を判断するプロセスであるところ、規範の内容について、文献や裁判例等の手掛かりが乏しい場合や、

見解の対立が激しい場合には、そのような判断を行うこと自体が容易でない上、当該判断が先例としての価値を持ち得ることから、理由付けの在り方や判断の射程を含めた慎重な検討が必要となる。その意味で、これら法解釈が困難な事件は、合議体による多角的な検討にふさわしいものと言うことができる。

訴額が比較的小さい場合等には、単独事件として処理されてしまうことも、ままあるように思われるが、判断の影響力やこれに対する社会の関心の程度は、訴額の多寡等のみによって決まるものではないから、問題の広がり等を的確に見極め、適切に事件を合議に付すことが必要である。

イ 事実認定の困難性

事実認定は、証拠を評価し、経験則を適用するなどして、一定の事実が認められるか否かを判断するプロセスであるところ、このような作用は、認定者の主観的な認識枠組みに左右されがちである。特に、証拠評価が難しい場合や、適用されるべき経験則の内容が明確でない場合には、認識枠組みの偏りによる誤謬が生じやすく、事実認定が困難である。このような場合に、誤謬を防ぎ、適切な事実認定を行うためには、複数人が多角的な観点から証拠評価を行うなどして、認識作用の中立化を図ることが有効である。このような観点から、事実認定に困難を伴う事件についても、合議体による審理判断にふさわしいものが少なくない。こうした事件も、部全体としての事件処理等の状況を勘案しながら、より積極的に付合議が検討されるべきである。

ウ 手続進行の困難性

多数当事者による大型訴訟のように手続進行が複雑になりがちな事件や、性犯罪をめぐる損害賠償請求訴訟、障害者による本人訴訟等のように、進行についてデリケートな配慮を要する事件も存在する。このような事件の中には、手続に漏れや不適切な点がないかを複数人の目でチェックし、

慎重に審理を進めることにより、当事者の手続保障を尽くすとともに、納得性の高い審理を行うことができるという観点から、合議体による審理判断にふさわしいものがある。

単に手続進行に困難が伴うというだけで事件を合議に付すことについては、消極的に考えられがちであるが、手続保障や審理全体の納得性も、裁判の質の重要な要素であり、手続進行に上記のような困難を伴う事件を合議に付すことによって、裁判の質の向上を図ることが可能であるから、このような事件についても、積極的に合議に付すことが検討されるべきである。

エ 審理期間の長期化又はその可能性

法解釈や事実認定、手続進行にはさほど困難がないように見える事件であっても、事実関係に関する主張や証拠が大量、複雑であるため、争点等の整理に時間が掛かり、審理が長期化するということも少なくない。このような事件については、合議体で集中的に議論をすることにより、適切な審理方針を早期に確立することができ、争点等の整理のための膨大な作業を構成員間で分担しながら進めることもできるので、迅速な解決を図ることが可能である。裁判の迅速性も、裁判の質の重要な要素であり、このような観点からは、審理期間が長期化し、又は長期化する可能性のある事件は、法解釈や事実認定に大きな困難があるとまでは言えないとしても、合議体による審理判断を検討するにふさわしいものと言うべきである。具体的には、裁判の迅速化に関する法律2条1項が、第一審の訴訟手続については2年以内のできるだけ短い期間内にこれを終局させることを目標としていること等に照らすと、審理期間が2年を超えてなお終局の見通しがつかない事件については、合議に付して迅速な解決を図るべき場合が少なくないし、終局の見通しがつかないまま審理期間が2年を超てしまうおそれのある事件についても、部全体の事件処理を最適化するという観点

を念頭に置いた上で、状況の許す限り積極的に合議に付すことが検討されてよいように思われる。

例えば、建築関係訴訟は、同じく専門訴訟と位置付けられる医事関係訴訟等と比べて合議に付される割合がかなり低くなっているが、多くの瑕疵が主張されるなどして審理に時間を要しがちであり、実際、平均審理期間が相当長期化しているから、合議体による審理を適切に活用することにより、その迅速な解決を図る必要性が高いと考えられるところである。また、遺産や相続をめぐる親族間紛争等も、長期間にわたる経緯が詳細に主張され、証拠が大量に提出されるなどして争点整理が長期化しやすいこと等に照らすと、付合議を検討すべき場合も一定数あろう。

オ 事案の重要性

民事裁判に対する国民の関心や期待の増大を踏まえ、かつ、合議事件においては、個人ではなく多数人による審理判断であること自体から裁判が権威を持ち、当事者の信頼を得られると考えられること等に照らすと、複雑であるとは言えなくとも、当事者又は国民一般の立場から見て客観的に重要であると言えるような事案については、積極的に合議に付すことが検討されるべきであろう。具体的には、「このような事件について、一人の裁判官が審理判断をすることが、社会通念上、当事者又は国民一般の納得を得られるか否か」が判断の基準となるものと思われる。

政策に関する当否が含まれている訴訟、人の生命その他の基本的人権や基本的な価値観に関わるような事件のほか、訴額が大きい事件も、ここでいう重要な事案に当たり得ると言うべきである。

(2) 合議体の負担

もっとも、部に係属している事件の状況等によっては、合議体の負担という観点から、実際問題として、更に合議事件を増やすことが一時的に困難になる場合もあり得る。この点、合議に付す事件の選別に当たっては、事件の

内容、性質のほか、合議の未済件数、単独事件処理の繁忙度といった要素も考慮されているとの指摘もある。実情調査においては、そのような観点から、部の合議事件の数に一定の「目安」を設けている府も見られた。このような「目安」は、部全体としての事件処理の最適化を図る観点から、合議体の負担を測る上での手掛かりにはなり得るが、部全体の事件処理状況や態勢等に応じて柔軟に対応していくことが必要であり、硬直的にならないように注意が必要である。真に複雑困難な事件を合議に付すなど適切な対応をとらずに放置しては、当該事件のみならず、結果として、単独事件の滞留が生じ、さらに、部全体の事件処理が滞ってしまうおそれがあるので留意を要する。

このような事態を回避するためには、事案の内容等に応じて「疑似合議」（合議には付さないものの、単独事件の事件処理等について部内で意見交換を行うこと）や裁判長の単独係への割り替え等をも活用し、単独事件の適正迅速な解決を図りつつ、後記第4において検討するような充実した合議を行うことによって既に係属している合議事件を適正迅速に解決したり、後記第5において論ずるような環境の整備を図ったりして、合議体の余力を生み出すことが必要となる。さらに、当該事案の内容や性質（合議に付すべき理由）に応じて、付合議の時期を柔軟に考えることにより、合議制の意義を生かしつつ、合議体の負担を軽減することも可能であり、このような柔軟な対応をすることが部全体の事件処理を最適化することにつながると考えられる。

例えば、法解釈が困難で、審理判断の枠組み自体が不明確な事案や、事実関係に関する主張や証拠が大量、複雑であるため、争点等の整理に時間と手間が掛かる事案については、争点整理の比較的早い段階から合議に付すことにより、適切な審理方針を早期に確立して争点整理を円滑に行い、適正迅速に解決することが可能になると思われる。他方、争点は単純であるが、事実認定が難しいといった事案については、争点整理は単独体によって進めることが可能であり、人証調べの段階において合議に付せば、適正な事実認定を

行って合議制の意義を十分に生かすことができるものと言える。さらに、人証調べ終了後の付合議は、一般的には時機を逸していることが多いと考えられるが、争点整理や事実認定等には困難な点がなく、ただ、当事者又は国民一般の立場から見て客観的に重要であると言えるような事案においては、弁論終結段階から合議に付して、合議体としての判断を示すだけでも、裁判所の判断に重みを持たせることができ、合議制の意義を十分に生かすことが可能であるように思われる。このように、当該事案の内容や性質（合議に付すべき理由）によっては、当初はあえて単独事件として手続を進め、審理の途中から合議に付すということも積極的に考えられてよいと思われる。合議相当事件については、このような柔軟な付合議の在り方も念頭に置きつつ、適切に合議に付すことを検討すべきである。

3 合議相当事件を適切に合議に付すための方策

(1) 合議相当事件についての認識の共有

前記1のとおり、合議相当事件を適切に合議に付すためには、部内においてどのような事件が合議体による審理判断にふさわしいかについての認識を共有する必要がある。部の機能を活性化するという観点からは、部に係属する事件全体を最適に処理するためにはどのような事件を合議体で審理すべきかという検討を行い、付合議に当たっても、部内で共有された認識の下で当該合議体が合議決定（裁判所法26条2項1号）をすべきであるからである。

この点、実情調査においては、多くの府で、合議相当事件に当たるか否かの判断基準（以下「付合議基準」という。）を策定していた。この付合議基準は、合議相当事件の内実を言語化しようとするものであり、部内の認識共有を円滑に行うための重要なツールとなると考えられる。もっとも、付合議基準は、性質上、ある程度一般的、抽象的なものにならざるを得ないから、合議相当事件を適切に合議に付す上では、具体的な当てはめが重要となる。

また、付合議基準への当てはめについて、前記のような合議制の意義を踏まえ、部内で十分に意見交換を行い、その結果を蓄積していくことが、その後の円滑、適切な付合議に資すると考えられる。また、策定した付合議基準については、具体的な検討結果の蓄積によって新たに共有された認識を踏まえ、隨時改訂していくことにより、認識共有のためのツールとしての精度を更に高めることが可能になる。

(2) 新件の付合議

部に係属する事件を合議に付すか否かを検討する最初の機会は、当該事件が新件として部に配てんされた段階である。実情調査では、この段階における付合議の検討方法について、①合議に付すことが考えられる事件を主任書記官が選別し、左陪席裁判官と相談する、②合議に付すことが考えられる事件を左陪席裁判官が選別し、裁判長（部総括裁判官）と相談する、③全ての新件を、一旦、単独係に配てんした上で、合議に付すことが考えられる事件を担当裁判官が選別し、裁判長（部総括裁判官）と相談する、④原則として全ての新件を合議体（又は部）の構成員全員が訴状又は左陪席裁判官が作成したメモ等を検討した上で相談するといった例が紹介された。

各部において、どのような方法によって付合議の検討を行うかについては、各方法のメリット・デメリット等を踏まえつつ、部の実情に応じて決すべきものと思われるが、いかなる事件を合議に付すべきかについては、部の構成員である裁判官全員による認識共有が必要であり、最終的には合議決定の主体が当該合議体であるとしても、合議相当事件に該当するか否かについて、部として実質的な検討が行われるようにする必要がある。そして、この検討に当たっては、前記(1)のとおり、合議相当事件に該当する（又は該当しない）理由を言語化し、蓄積していくことが重要であると考えられる。

以上のような検討により、合議相当事件に該当すると判断された事件については、原則として、直ちに合議決定を行い、合議体として第1回口頭弁論

期日に向けた準備を行うのが相当である。また、新件段階では合議に付さなかつたものの、今後、合議に付す必要がある（又は合議に付す必要が生じ得る）事件については、部において適切に把握し、必要な時期に円滑に合議に付すことができるようしておく必要がある。

(3) 進行中の事件の付合議

新件段階では合議に付さなかつたものの、今後、合議に付す必要がある（又は合議に付す必要が生じ得る）ものとして把握した事件については、その後も進行をフォローし、適宜の段階において、部として、改めて付合議の要否について検討する必要がある。この再検討は、あらかじめ設定された時期に、各単独係の担当裁判官からの申出等によって行われるのが通常であろう。他方、新件段階においては必ずしも合議相当事件となり得るものとしては把握していなかつた事件について、その後の進行により、合議体による審理判断にふさわしい事件であることが明らかになることも少なくない。

こうした事件については、従来、各単独係の担当裁判官からの申出によって、個別に付合議の要否が検討されることが多かつたものと思われる。しかし、このような方法では、担当裁判官の合議相当事件についての認識、理解が十分でない場合には、付合議の要否を検討すべき事件が見過ごされてしまうおそれ等がある。

実情調査では、多くの庁において、定期的に、部に係属する単独事件の進行状況等を確認し、合議相当事件の有無について検討する取組（実務上「棚卸し」と呼ばれることがある。）が行われていた。この取組については、部に係属している単独事件の進行状況等について広く部の構成員間で認識を共有しつつ、特定の事件の付合議の要否について検討することができるので、円滑な付合議に役立っているといった指摘がされている。

もっとも、上記の取組の具体的な内容は、庁や部によって一様ではなく、裁判長を含む各単独係の担当裁判官が、①それぞれ付合議の要否を検討すべ

きと考える事件を数件ずつ選別して持ち寄り、事案の概要や進行状況を説明する、②単独事件のうち係属期間が一定以上のもの全部について、事案の概要や進行状況を説明する、③それぞれ担当する単独事件全部を一覧表（進行状況を簡潔に記載したもの）に記載して配布し、全体的な進行状況等を説明しつつ、特に問題のある事案について意見交換を行うといった様々な方法があり、その実施の頻度についても幅がある。

各部において、どのような方法、頻度によってこの検討を行うかについては、各方法のメリット・デメリット等を踏まえつつ、部の実情に応じて決すべきものと思われる。いずれにしても、この検討の目的が、部に係属している単独事件の進行状況等についての認識を共有し、合議相当事件を適時に発見して適切に合議に付すことにあること等に照らし、部に係属する単独事件を広く検討の対象としつつ、検討のための準備の負担が重くなりすぎないようにその方法等について工夫をすることが求められよう。

以上のような検討により、合議相当事件に該当すると判断された事件については、原則として、直ちに合議決定を行い、合議体として進行方針等の検討を行うのが相当である。もっとも、事案の内容や性質によっては、当面、あえて単独事件として手続を進め、適宜の段階から合議に付すことも考えられることは、新段階の場合と同様である。現段階では合議に付さなかつたものの、今後、合議に付す必要がある（又は合議に付す必要が生じ得る）事案については、当該合議体を含む部を構成する裁判官全員が適切に把握し、必要な時期に円滑に合議に付すことができるようにしておく必要があることも同様であり、そのための方策についても、新段階に準じて考えることができるであろう。

(4) 主任裁判官の選択

事件を合議に付した場合には、合議体の構成員の中から主任裁判官を選ぶ必要があり、従来は、原則として左陪席裁判官が主任裁判官とされていた。

しかしながら、実情調査の結果によれば、合議の充実・活用の取組の進展に伴い、一定の事件を右陪席裁判官主任事件とする取扱いが定着しつつあることがうかがわれる。このように右陪席裁判官が主任裁判官とされることが多くなったのは、合議事件（特に、進行中の事件を合議に付したもの）の増加に伴い、事件の進行、内容について熟知している右陪席裁判官をそのまま主任裁判官とすることにより、左陪席裁判官の負担が過大にならないようになるとともに、審理の継続性や検討の効率性を確保するためであると考えられる。右陪席裁判官を主任裁判官として効果的に活用すれば、部の状況に応じた柔軟な付合議が可能になる。他方、右陪席裁判官を主任裁判官として活用する上では、右陪席裁判官主任事件とすべき事件の種類や件数を固定的に考えるのは相当でない。右陪席裁判官が単独体として担当していた事件を進行中に合議に付す場合も、常に右陪席裁判官を主任裁判官としなければならないわけではなく、右陪席裁判官が繁忙である一方で、左陪席裁判官に余裕がある場合や、当該事件が審理の初期段階にあってキャッチ・アップが容易である場合等には、左陪席裁判官を主任裁判官とすることも十分に考えられる。また、右陪席裁判官を主任裁判官とする場合でも、その役割を柔軟に考える余地もある。例えば、主張や証拠が多岐にわたり、これらを整理するために相当量の作業が必要となる事案については、右陪席裁判官を主任裁判官としつつ、左陪席裁判官が一部の作業を担当すること等も考えられる。

なお、裁判長が単独体として担当していた事件を進行中に合議に付す場合には、左陪席裁判官を主任裁判官とする例が多いと思われるが、この場合にも、主任裁判官の役割等を固定的に考える必要はなく、裁判長及び左陪席裁判官の繁閑の状況等によっては、裁判長が当面は合議の準備等において主に作業を行うこと等も考えられる。

(5) 支部からの回付

合議相当事件は、合議事件を取り扱わない支部にも係属することがある。

これらを合議に付すためには、当該事件を、合議事件を取り扱う本庁等に回付する必要が生ずる。実情調査においては、このような合議相当事件の回付を円滑に行うための仕組みが十分に整備されていないために、支部の裁判官が本庁等への回付に消極的になり、結果として、適時適切に付合議が行われない例もあることがうかがわれた。回付は、裁判所内部の事務分配の問題であるから、合議相当事件の回付を円滑に行うための仕組みの整備は、司法行政上の問題として、全庁的に検討される必要がある。具体的には、本庁と支部との間で、付合議基準を共有するなどして合議相当事件についての認識共有を図った上で、合議相当事件を機動的に回付することができるようするため、事務分配規程等の規定を見直したり、合議を取り扱わない支部から本庁等への相談を隨時行うことができるような態勢を整備したりすることが考えられる。本庁と支部との間で回付の実情等を踏まえた意見交換を行うなどして、当該庁における課題を具体的に分析した上で、庁全体としての適正な事件処理を図るという観点から、効果的な対策を検討する必要がある。

第4 適正迅速な審理を可能にする充実した合議の在り方

1 はじめに

前記第2の3で見たとおり、近年、合議に付される事件は増加しているものの、合議に付されても解決までに時間が掛かっている例も少なくないことがうかがわれる。複雑困難な事件を合議に付したからといって、直ちに適正迅速な審理が行われて裁判の質が向上するというものでないことは明らかである。合議事件について適正迅速な審理判断を実現するためには、合議体による審理の効用を最大限に発揮し得るような充実した合議が行われる必要がある。

2 充実した合議の内実

合議体による審理の主たる効用は、前記第2の2(4)で論じたとおり、知識や経験の異なる3人の裁判官が多角的な観点から事案を検討することを通じて、誤謬を回避するとともに、個々の裁判官の主観やバイアスを修正したり、相互

に経験則を補完したりすることにより、通用性の高い説得力ある理由付けを伴う適正で客觀性のある判断をすることが可能となり、かつ、適切な審理方針を早期に確立して迅速な審理を行い得るようになることがある。このような合議体による審理の効用を最大限に發揮するためには、評議において、眞の意味で多角的な観点からの事案の検討が、実質的に行われる必要がある。そこで、以下、このような多角的な観点からの事案の検討を実質的に行うための方策について検討する。

(1) 評議の目的等の明確化

多角的な観点からの事案の検討が実質的に行われるようにするためには、まず、評議において、明確な目的意識の下に、必要な事項について集中的に意見交換が行われることが必要であると考えられる。各期日に向けて当該期日の前に行われる評議（以下「期日前評議」という。）においては、当該期日における手続（準備書面の陳述、証拠の提出等）の確認のほか、特定の争点又は事件全体についての暫定的な心証、次回期日の予定、今後の審理の見通し等についての意見交換が行われるのが通常であるが、各評議における重点的な課題は、事案の内容や手続段階に応じて異なるはずである。その時々の重点的な課題について、各構成員が突っ込んだ意見交換を行うことにより、初めて合議体による事案の検討が実質的なものとなり得ると考えられる。逆に、この点を意識することなく、漫然と当事者の提出する主張立証について感想を述べ合うだけの評議では、いくら時間と準備のための労力を掛けたとしても、必要な事項についての検討を十分に行うことは困難であり、むしろ時間と労力の浪費となるおそれが高い。

評議において、その時々の重点的課題について集中的に意見交換を行うためには、合議体の各構成員が、事前に評議の目的や意見交換をすべき事項についての認識を共有し、必要な準備を行った上で評議に臨むことが有効である。このような認識共有は、ある程度までは無意識的に行われることも少な

くないと思われるが、これを意識的、明示的に行うことにより、評議の精度が格段に向上し、必要な準備を効率的に行った上で、短時間で充実した意見交換を行うことが可能になると考えられる。

このような認識共有を、当該期日に係る準備書面等が提出され、主任裁判官が合議メモ（期日進行等に関するメモ）等を作成してから行うのでは、各構成員の事前準備等にそれを反映することができないから、遅きに失すると言ふべきである。必要な認識共有を適時に行うためには、例えば、期日が終わるごとに、短時間でも、意識的に当該期日の振り返りを行い、次回期日に向けての課題を確認することが有効であると考えられる。この振り返りを通じた認識共有については、特に、弁論準備手続期日には立ち会わないことが多い非主任裁判官（左陪席主任事件においては、右陪席裁判官）も交えて行なうことが望ましいが、それが困難な場合であっても、非主任裁判官も含めて十分な認識共有を図ることができるよう工夫をすることが求められる。このような認識共有を図るに当たっては、評議を主宰する裁判長が、課題や準備事項を整理するなどの役割を積極的に果たすことが期待される。

(2) 真の意味で多角的な観点からの検討

合議の本質は、3人の裁判官が、意見交換を通じて、多角的な観点から事案を検討するということにある。しかしながら、現実の評議において、このような多角的な観点からの検討を実践することは、必ずしも容易でない。この点については、司法研修所において、架空の事例を用いて争点整理段階における模擬評議を実施したところ、事案の見立てや事件の進行・審理方針について、合議体ごとに意見が多岐に分かれた（すなわち、だれが見ても同じ結論になる事例ではないということである。）にもかかわらず、各合議体においては構成員間で意見が分かれず、比較的簡単に審理方針等が決まる例が見られたことが示唆的である。また、合議体による審理が適切に行われなかつた事例における評議の問題点として、一定の指向性で特に問題がなさそう

であるとなるとそこで議論が止まってしまい、それ以上に深い検討が行われなかつたとの指摘もある。

社会心理学においては、ある集団がその構成員の主観を排除して客観性、中立性を持った判断を形成するためには、構成員の多様性と対等性（支配・被支配の関係がないこと）とが確保される必要があるとされている。また、集団の構成員の意見や判断、行動等が他の構成員のものと異なっている場合には、他の構成員のそれに合致するように自分の意見や判断や行動等を変化させること（同調）が起こりやすく、これによって、確たる根拠がないにもかかわらず、構成員の意見や行動が同一の方向に収斂していくこと（カスケード現象、集団極化現象）があるといった指摘もある。そして、集団による意思決定の場面では、意思決定を行うべき課題の「解」が自明でない場合、初期多数派（あるいは最大多数）の主導する方向でグループの決定が下されやすく、創発性の創出は容易ではないことも指摘されている。これらの知見は、評議において多角的観点からの事案の検討が実質的に行われるようになるための方策を考える上でも参考になるものと思われる。

まず、構成員の多様性については、キャリア・システムの下においても、合議体を構成する3人の裁判官の知識、経験、バックグラウンド等が異なることにより一応確保されているとも言えるが、同質性は比較的高いと言わざるを得ず、構成員各自の主観性を排除するためには、この点を意識した評議が必要となると思われる。また、構成員の対等性については、各構成員の評決権に軽重がなく同等とされていること（裁判所法77条参照）によって制度上担保されているものの、裁判長の経験が陪席裁判官よりも長いのが通常であること等から、事実上、対等性が害され、陪席裁判官の意見が抑圧される危険性がないではない。このような危険性を除去するためには、何よりも、裁判長自身が、自らの発言の重み（陪席裁判官に対する影響力）を常に意識し、自らの意見を押し付けたり、陪席裁判官の意見を頭ごなしに否定したり

しないのはもちろんのこと、陪席裁判官が忌憚のない意見を述べられるよう、評議の進め方を工夫するなどの配慮を怠らないことが必要となる。この点については、裁判長の発言の影響力を考慮して、陪席裁判官が意見を述べた後で裁判長が意見を述べるようにしている例が多いと思われるが、形式的な発言の順序にとどまらず、その後の意見交換の進め方も含めて、陪席裁判官の個性等も踏まえたより実質的な配慮が求められると言うべきである。

また、合議体の各構成員が他の構成員の意見に安易に同調（迎合）してしまい、実質的には多角的な事案の検討が行われない危険性も常に存在している。この他者の意見への迎合は、非主任裁判官が裁判長や主任裁判官の意見に同調するとか、主任裁判官が裁判長等の意見に同調するという形だけでなく、裁判長が主任裁判官等の意見に同調するという形でも起こり得る。また、このような迎合は、抑圧の場合と比べて、無自覚的に生ずる（構成員ら自身は多角的な観点からの検討ができているつもりでいる）危険性も高いと思われる。こうした事態を回避するためには、合議体の各構成員が、自らも認知構造に由来するバイアスと無縁ではないことを自覚した上、意識的に異なる考え方や疑問を言語化して提示し合い、それらを吟味するよう努めることが必要であろう。特に、裁判長は、陪席裁判官が裁判長とは異なる意見や漠然とした疑問等も忌憚なく述べることができるよう、耳を傾ける姿勢を示すだけでなく、陪席裁判官の意見等を引き出すような働き掛けを積極的に行い、さらに、陪席裁判官二人の意見が一致しているような場合には、それとは異なる考え方をあえて示し、それぞれの考え方を検証し得るようにすること等によって議論の活性化を図ることが求められる。また、主任裁判官（多くの場合は左陪席裁判官）は、裁判長等と比べて経験が浅いとしても、合議体の中で最も深く記録を検討し、事件について考えているはずであるから、裁判長等と意見が異なったとしても安易に意見を変えることなく、自説の根拠や反対説の難点を積極的に論証し、裁判長等の説得を試みることが期待される。

そして、非主任裁判官（多くの場合は右陪席裁判官）は、裁判長や主任裁判官と比べて手続への関与の度合いが低い場合であっても、意見等を述べることを遠慮すべきではなく、むしろ、一步引いた立場から異なる意見や疑問を示すことこそが合議体への貢献になり得ることを認識して、自らの知識や経験に基づき積極的に発言すべきである。このような異論を大切にする議論を意識的に行うことにより、初めて真の意味での多角的観点からの事案の検討が可能になると考えられるのである。

合議体の構成員がそれぞれの役割を意識し、異論を大切にした議論を意識的に行うための具体的な方法を考えるに当たっては、①メタ知識（知識の所在に関する知識）の活用と分業体制、②隠されたプロファイル（構成員が有するものの意思決定過程に反映されない知識や情報）の外化、③デビル審理法といった社会心理学の知見が参考になるものと思われる。①は、メタ知識が存在し分業体制が成立した分散認知型（distributed cognition）のシステムでは、グループ全体の処理能力が大幅に向上し、単独個人では決して実行できない複雑で負荷の高い課題の遂行が可能になるとする知見である。合議においても、合議体の構成員の中に専門部・集中部や家庭裁判所、外部経験等を経た者がいる場合、当該構成員にはその経験で得た知識やこれに関連する情報を評議に提供する役割を担ってもらうことが考えられる。このような者がいない場合であっても、事案によっては、特定の論点等について調査・検討を行う担当者をあらかじめ決めておく方法も考えられよう。②は、構成員が有する知識や情報が討議の場で言及されないまま合意に至るのを防ぐため、話合いを開始する前に、構成員の持つ知識を視覚的、物理的な形で外化するという方法の有効性を指摘するものである。このような知見を生かせば、適切な事案を選び、検討すべき記録の部分や資料等を絞った上で、各構成員が特定の論点等についてそれぞれの意見等を簡潔にまとめたメモを作成し、評議に臨むことが考えられよう。③は、役割として反対意見を述

べるメンバー（デビル役）をあらかじめ決めておく方法である。例えば、弁論を終結する前に、主任裁判官の作成した判決骨子等をたたき台として、非主任裁判官が反対の立場からこれに批判や反論を加え、原案に弱点がないか検討することなどが考えられる。また、事実認定や法律問題について複数の見方があり得る事案において、争点整理段階で、各構成員が別の見方に立脚して自らの積極根拠や相手方の弱点や疑問点等を提示し合い、議論を戦わせるといった方法も考えられよう。これらは、飽くまでも一例にすぎず、事案の内容や手続段階、合議体の構成等に応じ、様々な工夫が考えられるところであるが、いずれにしても、評議において真の意味での多角的な観点からの検討を実践することは実際には容易ではないことを念頭に置きながら、合議体の各構成員が異論を大切にする議論を意識的に行う必要がある。

さらに、評議を通じて、前記第2の2(4)エで論じたような裁判官の力量向上を図るために、上記のような多角的観点からの事案の検討を行うだけでなく、争点整理、事実認定、法解釈、和解、判決起案等に関する知識や技法の交換を活性化することが必要である。裁判長としては、こうした観点も踏まえて、評議の進行を工夫する必要があろう。

(3) 事案の内容や手続段階に応じたメリハリ

真の意味で多角的な観点からの事案の検討を実質的に行い、合議体による審理の効用を最大限に発揮するためには、合議体の各構成員が、目的や意見交換すべき事項についての認識を共有し、それぞれ必要な準備をした上で評議に臨み、評議においては、意識的に異なる考え方を提示し合い、それらを吟味するよう努めること等が必要である。しかしながら、このような「重い」評議を全ての事案の全ての手続段階において行うことは、実際上困難である。とりわけ、右陪席裁判官については、相当数の単独事件等を抱えているのが通常であるから、特に左陪席主任事件において、裁判長や主任裁判官（左陪席裁判官）と同程度に準備をして評議に臨むことを期待するのは現実的でな

い。そもそも、どのような評議が必要であるかは、事案の内容や手続段階に応じて異なるはずであり、全ての事案の全ての手続段階において突っ込んだ評議を行う必要があると言うことはできない。また、合議の内容がこれまでの議論の確認程度で収斂することもあり得る。必要なタイミングにおいて十分な準備の上で集中的な評議が行われるよう、事案の内容や手続段階に応じてメリハリをつけることが求められる。

十分な準備の上で集中的な評議を行うべき局面は、事案の内容等に応じて千差万別であるが、ごく一般的に言えば、①当事者双方の主張が往復し、争点がある程度見え、今後の審理方針を見定めるべきとき、②当事者の主張立証が一段落し、暫定的な心証を形成して尋問に向かうか和解勧告をするかを見定めるべきとき、③心証を形成して判決や和解案を検討すべきとき、④当事者の主張立証が十分に行われず、又は拡散してしまい、審理が停滞しているとき等には、そのような評議が必要であると考えられる。

他方、例えば、一定の審理方針に従って、当事者双方から主張立証が順次提出されている段階においては、提出された主張立証の内容を確認し、当該期日における手続や次回期日の予定を確認する程度の評議で足りる場合も少なくないと思われる。

このようにメリハリをつけた評議を実践するためには、前提として、非主任裁判官を含む合議体の構成員が、当該事案が現在どのような手続段階にあり、何が課題になっているのかについて認識を共有していることが必要であると考えられる。このような認識が共有されていなければ、合議体が、集中的な評議が必要なタイミングを覚知し、十分な準備の上で突っ込んだ評議を行うことは極めて困難である。そして、このような認識共有は、重要局面ではない期日についても合議体の構成員全員で期日前評議を行い、期日後に意識して振り返りを行うことにより、容易かつ確実に行うことができると思われる。この点、裁判長及び主任裁判官を受命裁判官として弁論準備手続が進

められている事件では、非主任裁判官（特に右陪席裁判官）の繁忙度等によつては、非主任裁判官が期日前評議に毎回は参加していないということもあり得るが、そのような場合には、期日結果メモ（期日終了後に主任裁判官が期日の到達点や次回までの準備事項等を簡単にまとめたメモ）等を活用することにより、非主任裁判官との間でも認識共有を図ることが考えられる。そして、このような認識共有を図るに当たって、評議を主宰する裁判長が、課題や準備事項を整理するなどの役割を積極的に果たすことが期待されることは、前記(2)のとおりである。

第5 合議の充実・活用を支える環境整備の在り方

1 はじめに

合議体やその構成員が置かれた環境によっては、合議の充実・活用の取組を進めること自体が困難ということもあり得、取組の状況には、部や庁によって、かなりのばらつきがあることもうかがわれるところである。

上記のようなばらつきを解消し、合議の充実・活用の取組を全庁的に進めるためには、まず、各部、各庁において、取組のあい路を具体的に分析する必要がある。そして、分析の結果、合議体による評議や付合議の在り方自体に問題があることが明らかになれば、前記第3及び第4で紹介したような方策を試みることによって問題解決を図るべきであるが、合議体やその構成員が置かれた環境に関する要因（以下「環境的要因」という。）のために取組が進んでいないことが明らかになった場合には、当該要因の性質・程度に応じた適切な方策を講ずることにより、当該要因を解消し、取組を進めるための環境の整備を図る必要があると考えられる。

2 合議の充実・活用の取組を妨げる環境的要因

(1) 具体的分析の必要性

合議体やその構成員が置かれた環境は千差万別であり、合議の充実・活用の取組を妨げる環境的要因にも、構成員の経験・能力や家庭の事情といった

個人的なレベルのものから、部や庁の態勢や事務分配といった組織的なレベルのものまで、様々な性質のものがあると考えられる。

実情調査においては、部の繁忙状況や構成員の負担等を理由に、合議の充実・活用の取組を進めることができていないとする部や庁が複数見られた。しかしながら、「繁忙状況」や「負担」というだけでは、その具体的な内実や原因が明らかでなく、対応策を具体的に検討するためには、より具体的な分析が必要となると言うべきである。

そこで、上記のようないわゆる「繁忙状況」ないし「負担」について、実情調査の結果を踏まえ、その具体的な内実や原因を分析すると、一つの試案として、以下のように整理することができる。

(2) 合議（評議）の機会確保の困難

まず、合議体の構成員が一堂に会する機会を確保することが困難な状況があることが考えられる。このような状況の下では、個々の合議事件について、審理判断に必要な評議を行うこと自体が難しくなるから、これらを適正迅速に解決することができなくなり、結果として、合議の充実・活用の取組を進めることが困難になる。

このような状況は、合議体の構成員の全部又は一部が、①単独事件の期日、②非訟事件等の審理、③支部への填補、④家庭の事情（育児や介護等）等のために、在席していない時間が長くなること等によって生ずるものと考えられ、合議体の構成員の本来的な意味での繁忙度とは無関係に生じ得る。

なお、若干、性質の異なる問題ではあるが、合議（評議）の機会の確保を困難にする事情としては、当事者（訴訟代理人）による準備書面等の提出の遅れによって、充実した期日前評議を行うことができないといったものも考えられる。

(3) 取組のための時間（余裕）の不足

次に、合議（評議）の機会自体は確保できるとしても、合議体の構成員の

全部又は一部が、慢性的に繁忙であるために、時間的又は心理的に余裕のない状況にあることが考えられる。このような状況の下では、当該構成員は、個別の合議事件の評議やその準備に十分に注力することができなくなるだけでなく、合議の充実・活用に向けた部内や庁内の検討に実質的にコミットすることも困難になる。

このような状況が生ずる原因については、まず、部に係属する事件（合議事件又は単独事件）の質・量が全体として過大となっていることが考えられる。大型で困難な事件や相当数の長期未済事件が部に係属している場合には、他の合議事件のために割くことのできる時間と労力が相対的に減少し、その結果、合議事件の処理が全体として進まなくなれば、複雑困難な単独事件を更に合議に付すことも困難になって部全体で事件の滞留が生じ、合議事件の処理を進めることができますます困難になるという悪循環に陥りやすいと言える。また、特に大型で困難な事件や大量の長期未済事件はなくても、部の未済事件の数が非常に多くなれば、部全体としての余力がなくなり、同様の問題が生じ得るものと考えられる。

次に、合議体の構成員は、多かれ少なかれ、合議事件のほかに各種の事務を担当しているのが通常であるところ、そうした事務が過大であることにより、時間的又は心理的な余裕が失われているということも考えられる。

(4) 取組に関する情報の不足

さらに、部や庁において、合議の充実・活用の取組に関する情報（これには、いわゆるノウハウ等のほか、取組の必要性、有効性等に関する情報も含まれる。）が不足している状況があることが考えられる。部や庁において、合議の充実・活用の取組の意義（必要性、有効性）についての認識が十分に共有されていなければ、取組を進めるインセンティブが働きにくいし、評議や付合議の在り方、取組を進めるために必要な環境整備を図る方策についてのノウハウ等がなければ、取組を効率的、効果的に進めることができなくなる

ものと言える。

3 環境整備の方策

(1) 具体的検討の必要性

前記2で見たとおり、合議の充実・活用の取組を妨げる環境的要因には、構成員の経験・能力や家庭の事情といった個人的なレベルのものから、部や庁の態勢や事務分配といった組織的なレベルのものまで、様々な性質のものがあり得るから、これを解消する方策も、当該要因の性質や程度に応じて、個別の事件の審理運営における工夫といったレベルのものから、態勢整備を含めた全庁的な司法行政上の措置といったレベルのものまで、様々なものがあると考えられる。各部、各庁において環境整備を図るに当たっては、他の部や庁の取組を漫然と模倣するのではなく、自らの部や庁の取組を妨げる環境的要因が何であるかを具体的に分析した上で、その性質や程度に応じた適切な方策を具体的、自覺的に検討する必要があると言うべきである。その際、特に、当該要因が、専ら部ないし合議体の工夫によって解消し得るものであるのか、全庁的な検討を要するものであるのかの仕分けを的確に行い、後者については、部内で抱え込むことなく、速やかに庁としての検討を行うことが重要である。そして、このような要因の分析、仕分けと適切な方策の検討については、部の運営について責任を負うだけでなく、庁全体の組織運営についても所長を補佐して重要な役割を果たすべき裁判長（部総括裁判官）が、リーダーシップを發揮して陪席裁判官や裁判所書記官等をも巻き込みつつ、主体的、積極的に取り組むことが求められている。

(2) 合議（評議）の機会を確保する方策

合議体の構成員の全部又は一部が一堂に会して合議（評議）を行う機会を確保することが困難な状況がある場合の対応としては、まず、各構成員において、担当事務の日程を調整し、合議（評議）のための時間帯を意識的に捻出することが考えられる。この点、各構成員の開廷日や支部への填補日等と

の関係で、このような時間帯を設定すること自体困難である場合には、部ないし庁として、開廷日等を調整することも検討すべきであろう。

もっとも、合議体の構成員がそれぞれ非訟事件等の各種の事務を担当しており、支部への填補も多い小規模庁等においては、上記のような調整を行っても構成員全員が一堂に会する時間帯を確保することが困難な場合もあり得るところであり、合議体ごとに、その実情に照らして更なる工夫が必要となる。

なお、当事者（訴訟代理人）による準備書面等の提出の遅れによって、実質的な合議（評議）の機会が奪われることを解消するための方策としては、個別の合議事件において、合議体から当事者（訴訟代理人）に対して提出期限について繰り返し説明してその理解を求めたり、提出期限の管理及び提出が遅れた場合の督促を強化したりすること、個別の事件を離れ、庁として、弁護士会に対し、合議事件において準備書面等が期限どおり提出されることの重要性を組織的に説明し、理解を求めていくこと、事件の進行状況によつては、準備書面等の提出が遅れたからといって期日前評議全体を空転させることではなく、準備書面等の提出がなくても合議体において検討しておくべき事項については十分な意見交換を行うことが考えられる。

（3）取組のための時間（余裕）を生み出すための方策

部に係属する事件の質・量が全体として過大となっている場合には、まず、前記第3及び第4で紹介したような方策を試みることによって、大型事件や長期未済事件を着実に処理することにより、合議体の余力を生み出すことが考えられる。

もっとも、これらの事件が一定数以上係属している場合には、個別の事件において適正迅速な審理を心掛けるだけでは足りず、裁判長（部総括裁判官）のリーダーシップの下、部全体として、その処理を最優先課題と位置付け、半年とか1年といった期間内に終局させるべき事件を選別するなどして明

確な目標を設定し、優先順位を付けつつ、計画的、集中的に処理を図っていくことが必要となる。その際、部の運営について責任を負う裁判長（部総括裁判官）には、部全体の係属事件の状況等を十分に把握した上で、部内の意見も聴きながら、こうした事件の処理方針や処理計画を立て、これを明示して部内における認識の共有を図ることが求められる。

なお、特大規模の事件や長期未済事件が多数累積してしまうと、これらを計画的、集中的に処理するといつても限界がある。やむを得ない事情により、そのような状況に至ってしまった場合には、もはや部内で抱え込むのは相当でなく、具体的な要因の性質、程度に応じて、事務分配規程の見直しや人的態勢の整備等を含めた効果的な方策について、速やかに全庁的な検討を行うことが必要である。

次に、合議体の構成員が担当する事務（合議事件以外のもの）の負担が大きい場合には、まず、前記第4において論じたようなメリハリの利いた充実した合議を実践しつつ、その他の事務も効率的に処理すること等により、合議事件への関与とその他の事務との両立を図るべきである。もっとも、合議体の構成員の一部について、合議事件以外の事務の負担が過大となり、時間的又は心理的な余裕が失われている場合には、各構成員の経験、能力等をも考慮しつつ、部内において担当事務の調整等を行うことも考えられる。

また、合議体の構成員が担当する事務（合議事件以外のもの）の負担を部内のみで吸収しきれない場合には、全庁的に、各種の事務分担や庁内の委員会活動の在り方等を見直すことも必要となり得る。

（4）取組に関する情報を共有するための方策

部や庁において、合議の充実・活用の取組に関する情報が不足している状況がある場合には、部を超えて、庁をまたぐ形で、取組に関する情報を交換するための場を設けることが考えられる。

他の部や庁における合議の充実・活用の成功体験が共有されれば、自らの

部や庁において取組を進めるインセンティブを高めることができるとともに、取組の方向性についてのヒントも得られると思われることから、上記のような場を設定し、幅広い情報交換を活発に行えば、大きな効果を得ることができると思われる。もっとも、合議の充実・活用の取組を妨げる要因は部や庁によって千差万別であり、ある工夫等が他の部や庁で効果を上げているからといって、漫然とこれを模倣するだけでは、課題の解決にはつながりにくいものと言える。また、明確な目的意識がないまま、形式的に他の部や庁との情報交換のための場を設けたのでは、参加の負担が増すばかりで、成果は上がりにくいでであろう。上記のような場を設けるに当たっては、これらの点を踏まえて、目的を明確化し、有益な情報を効率的に交換し得るよう方法を工夫するとともに、そこで得た情報を、部や庁に持ち帰った上で十分に咀嚼し、自らの部や庁が抱える具体的な課題の解決に資するような形で活用することが必要であると考えられる。

司法研究報告書（案）で指摘された取組の具体例（実情調査の結果等）

※ これは、司法研究の中で触れられている取組の具体例（実情調査の結果等）を抽出したものである。司法研究報告書概要（案）の指摘するところの一例として参考されたい。

なお、以下の項目は司法研究報告書（案）の項目に従っている。

第2 民事訴訟における合議の充実・活用

2 裁判の質の向上と合議の充実・活用

(4) 合議制の意義と裁判の質

ア 裁判の適正性

〔3人の裁判官の真剣な議論により事案を適切に解決することができた例〕

- ・多数の工事についての複雑多岐にわたる争点を含む請負代金請求事件において、判断枠組みや当てはめの方法について掘り下げた議論をした結果、当事者に対し、裁判所の和解案を示すとともに、その考え方を明確に説明することができ、和解成立に至った。
- ・投資信託の受益権をめぐる損害賠償請求事件において、理由の理論構成等について具体的に合議を行った上で判決をした結果、当該判決が第一審で確定した。

イ 裁判の迅速性

〔合議体による審理により事案を迅速に解決することができた例〕

- ・審理の比較的早い段階から合議体で心証を含めた集中的な評議を行った結果、尋問実施前に和解が成立した。
- ・審理の早い段階から暫定的な心証について評議を重ねたことにより、審理の見通しを立てて計画的な審理を進めることができた。
- ・単独制で約3年間審理したが審理の見通しがつかず更なる長期化が予想

された事件を合議に付した後、合議体で進行方針について検討を行い、調停に付すなどした上で和解案を提示したところ、付合議から7か月で和解が成立した。

[合議の充実・活用により個別事件を迅速に解決した結果、当該部の事件全体の迅速な解決を図ることができた例]

- ・多くの合議事件で尋問実施前に和解が成立するなどして1年間に74件の合議事件が終局し、その余力を単独事件も含めた他の事件の審理に振り向けることができた結果、部全体の事件処理に好循環が生まれ、部全体の係属期間2年超の未済事件が5件のみとなった（大規模庁）。
- ・平成26年末に65件（合議事件25件、単独事件40件）あった部内の係属期間2年超の未済事件が、平成28年末には29件（合議事件27件、単独事件2件）にまで減少し、複雑困難な事件を円滑に合議に付すことができるようになった結果、単独事件の回転が良くなり、裁判長及び右陪席裁判官が合議事件に注力することができる環境が整った（中規模庁）。
- ・平成27年末に24件あった部内の係属期間3年超の未済事件が、平成29年3月末には1件となり、部全体の審理期間も短縮化した（小規模庁）。
- ・平成27年3月末に58件あった部内の長期未済事件（2年超38件、3年超17件、5年超3件）が、平成28年3月末には27件（2年超22件、3年超4件、5年超1件）に減少した（小規模庁）。
- ・3年間で、部全体の未済事件数が445件から300件に減少し、係属期間2年超の未済事件も44件から26件に減少した（小規模庁）。

エ 合議体を構成する裁判官の力量向上等

[合議の充実・活用により力量向上につながった例]

- ・争点整理が円滑に進んでいなかった単独事件を合議に付し、合議体で審

理方針等を議論することにより、自己の審理の在り方を見直す機会となり、その後の単独事件の審理に生かすことができた（右陪席裁判官からの指摘）。

3 合議の充実・活用の取組の現状と課題

(1) 取組の現状

〔合議の充実・活用の取組の現状に関する指摘〕

- ・単独事件から長期未済事件や複雑困難な事件を中心に相当数を合議に付したことにより、単独事件の長期未済事件は減少したものの、合議事件の長期未済事件が増加し、部全体の長期未済事件は増加傾向にある（中規模庁）。
- ・部によっては、合議に付した事件の処理が進まず、単独事件に合議相当と思われるものがあるにもかかわらず、合議に付すことが困難な状況が生じているなど、取組の効果には、部によってかなりのばらつきがある（大規模庁）。

第3 合議相当事件と付合議の在り方

2 合議相当事件の内実

(1) 事件の内容、性質

ア 法解釈の困難性

〔実情調査において紹介された例〕

- ・国際裁判管轄及び準拠法が問題となった事件
- ・法解釈が困難な事件については、積極的に合議に付しているとする庁が多くかった。

イ 事実認定の困難性

〔実情調査において紹介された例〕

- ・セクシャル・ハラスメントに該当する言動の有無が争われ、客観的な証拠がほとんどないような事件

ウ 手続進行の困難性

〔実情調査において紹介された例〕

- ・多数当事者による大型訴訟のほか、法廷警備を要する事件、性犯罪の被害者とされる未成年者の尋問を行う必要がある事件

エ 審理期間の長期化又はその可能性

〔実情調査において紹介された例〕

- ・審理期間が長期化した事件については合議に付すこととしている庁が多く見られた。

3 合議相当事件を適切に合議に付すための方策

(1) 合議相当事件についての認識の共有

〔実情調査において紹介された付合議基準の例〕

- ・別紙1-1から1-3¹

〔合議相当事件についての具体的な認識を共有するための工夫例〕

- ・合議に付した事件の一覧表を作成し、合議に付した理由を簡潔に記載して言語化する。

(2) 新件の付合議

〔新件の付合議段階における付合議の検討方法の例〕

- ・合議に付すことが考えられる事件を主任書記官が選別し、左陪席裁判官と相談する。

¹ 別紙1-1の基準では、新件段階から原則として合議に付すべき事件と、進行中の事件のうち合議に付すべき事件とがそれぞれ列挙されており（行政事件や労働事件、医事関係訴訟事件等を取り扱う専門部・集中部が置かれている中規模庁の通常部のものであるため、これらの事件は含まれていないが、前記2(1)で見たような観点から合議体による審理にふさわしいと言える事件が広く含まれている。），付合議の手続についても定められている。他方、別紙1-2の基準は、専門部・集中部のない小規模庁のものであるところ、新件段階における付合議について、一律に合議に付すべき事件として行政事件や医事関係訴訟事件、知的財産関係訴訟事件等の事件類型を列挙する一方で、合議に付すか否かを個別に相談すべき事件を列挙することにより、定型的判断と個別的判断とを意識的に使い分けている。なお、これらの基準のいずれも、進行中の事件の付合議について、審理期間の長期化又はその可能性に着目した基準を特に設けている点が注目される（例えば、別紙1-2の基準では、審理期間が1年6か月を超えて終結までにおよぶ相当な期間が想定される事件について、単独事件からの割り替え（付合議）を検討すべき事件として明示している。）。なお、別紙1-3の基準については、後掲（注5）参照。

- ・合議に付すことが考えられる事件を左陪席裁判官が選別し、裁判長（部総括裁判官）と相談する。
- ・全ての新件を、一旦、単独係に配てんした上で、合議に付すことが考えられる事件を担当裁判官が選別し、裁判長（部総括裁判官）と相談する。
- ・過払金返還請求訴訟等の例外を除き、全ての新件を合議体（又は部）の構成員全員が訴状又は左陪席裁判官が作成したメモ等を検討した上で相談する。

〔合議相当事件に該当する（又は該当しない）理由を言語化し、蓄積するための工夫例〕

- ・左陪席裁判官が付合議の要否及びその理由を簡潔に記載したメモを記録と共に回覧し、右陪席裁判官及び裁判長（部総括裁判官）が順次意見を加筆した上、簡単に意見交換を行って付合議の要否を決定し、その結果を一覧表に記載して蓄積する。
- ・合議に付した事件の一覧表（別紙2）²を作成し、合議に付した理由を簡単に記載する。

〔新件段階では合議に付さなかったものの、今後、合議に付す必要がある（又は合議に付す必要が生じ得る）事件を、部内で共有するための工夫例〕

- ・合議相当事件に当たるか否かの再検討が必要となる旨及び再検討の時期等を記載した付箋を記録に貼付する。
- ・直ちに合議に付さなかったものの、今後、付合議を検討すべき事件を一覧表（別紙3）³に整理して記載する。

² 別紙2は、「付合議が相当な理由」欄に合議に付した理由が簡潔に記載されている点に特徴がある。

³ 別紙3は、「付合議のタイミング等」欄に、付合議を検討すべき理由のほか、合議に付すタイミングとして考えられる時点（改めて付合議を検討すべき時点）が簡潔に記載されている点に特徴がある。

(3) 進行中の事件の付合議

〔定期的に、部に係属する単独事件の進行状況等を確認し、合議相当事件の有無について検討する取組（いわゆる棚卸し）の例〕

- ・裁判長を含む各単独係の担当裁判官が、それぞれ付合議の要否を検討すべきと考える事件を数件ずつ選別して持ち寄り、事案の概要や進行状況を説明する。
- ・裁判長を含む各単独係の担当裁判官が、単独事件のうち係属期間が一定以上のもの（例えば、1年6か月を超えるもの）全部について、事案の概要や進行状況を説明する。
- ・裁判長を含む各単独係の担当裁判官が、それぞれ担当する単独事件全部（ただし、審理の初期段階にあるものを除く。）を一覧表（別紙4）⁴に記載して配布し、全体的な進行状況等を説明しつつ、特に問題のある事案について意見交換を行う。
- ・実施の頻度については、月に1回程度から年に1回程度まで、かなりの幅が見られた。

(5) 支部からの回付

〔支部からの回付を容易にするための工夫例〕

- ・本庁と支部とで協議を行って共通の付合議基準（別紙1－3）⁵を策定し、基準に該当するか否かの審査を要する事件が支部に提起されたときは、本庁に対して遅滞なく報告するものとすること等を定める。

⁴ 別紙4の「進行状況等」欄には、現在の手続段階や進行予定（終局見込み）等が簡潔に記載されており、さらに、当該裁判官が付合議を検討すべきと考える事件については、その旨の意見が付記されている。なお、このサンプルは、事案の概要や具体的な審理状況については口頭で説明することを前提としている。

⁵ 別紙1－3の基準には、原則として合議に付すべき「原則合議事件」と、合議体として合議に付すべきか否かを個別に審査すべき「要審査合議事件」とが列挙されるとともに、支部に提起された事件を合議に付すために本庁に回付する場合の要領（手続）が定められている。具体的には、原則合議事件が支部に提起された場合は原則として本庁に回付した上で合議に付すものとし、要審査合議事件が支部に提起された場合はその旨を遅滞なく本庁に報告するものとされている。

第4 適正迅速な審理を可能にする充実した合議の在り方

2 充実した合議の内実

(1) 評議の目的等の明確化

〔評議の目的を明確化するための工夫例〕

- ・期日終了後に主任裁判官が簡単な期日結果メモを作成して合議体の構成員（及び担当の裁判所書記官）に配布し、その内容を確認することにより、当該期日の到達点と次回期日に向けた課題、準備事項等についての認識を共有する。

(2) 真の意味で多角的な観点からの検討

〔評議において陪席裁判官が忌憚のない意見を述べられるようにするための工夫例〕

- ・裁判長の発言の影響力を考慮して、陪席裁判官が意見を述べた後で裁判長が意見を述べるようにする。
- ・形式的な発言の順序にとどまらず、その後の意見交換の進め方も含めて、陪席裁判官の個性等も踏まえたより実質的な配慮をする。

(3) 事案の内容や手続段階に応じたメリハリ

〔非主任裁判官を含む合議体の構成員が、当該事案の手続段階や課題について認識共有をするための工夫例〕

- ・裁判長及び主任裁判官を受命裁判官として弁論準備手続が進められ、非主任裁判官が期日前評議に毎回は参加していない場合には、期日結果メモ等を活用し、非主任裁判官との間でも認識共有を図る。

第5 合議の充実・活用を支える環境整備の在り方

2 合議の充実・活用の取組を妨げる環境的要因

(1) 具体的分析の必要性

〔合議の充実・活用の取組を妨げる環境的要因を具体的に分析するための方策〕

- ・個別の合議事件が終局した際に合議体で一定の事項についての振り返りを行って合議（評議）の在り方を検証する。
- ・部や庁において定期的にミーティングを行い、事件処理状況その他の取組の状況についての分析等を意識的に行う。

(2) 合議（評議）の機会確保の困難

〔合議（評議）の機会の確保を困難にする事情〕

- ・合議体の構成員の全部又は一部が、①単独事件の期日（特に右陪席裁判官）、②非訟事件等の審理（中小規模庁）、③支部への填補（中小規模庁）、④家庭の事情（育児や介護等のために比較的早い時間に退庁する必要があるなど）（特に右陪席裁判官）等のために、在席していない時間が長くなる。
- ・当事者（訴訟代理人）による準備書面等の提出の遅れのために、充実した期日前評議を行うことができず、期日が空転すること等があるとの指摘もある。

(3) 取組のための時間（余裕）の不足

〔取組のための時間を不足させる事情〕

- ・大型で困難な事件や長期未済事件等が多数係属しているため、合議の充実・活用の取組に着手すること自体が困難である。

3 環境整備の方策

(2) 合議（評議）の機会を確保するための方策

〔構成員全員が一同に会する時間帯を確保するための工夫例〕

- ・期日前評議を行う曜日と時間帯を固定し、各構成員は、当該時間帯には単独事件の期日等の予定を入れないようにすることにより、3人が一堂に会する機会を確保する。
- ・特に時間を要するような評議については、別途、早期に日程を調整して必要な時間を確保する。

〔構成員全員が一堂に会する時間帯を確保することが困難な場合の更なる工夫〕

例】

- ・隙間の時間を活用し、準備が整った事件から機動的に期日前評議を実施する。
- ・合議体の構成員が一堂に会することなく、主任裁判官が非主任裁判官及び裁判長と順次個別に意見交換を行い、その結果を双方にフィードバックすること等によって認識共有、意思決定を行う。
- ・主任裁判官が作成した合議メモの電子ファイルを合議体の構成員間で共有し、非主任裁判官や裁判長が、隨時これを閲覧して検討状況を把握とともに、必要に応じて同一ファイルにコメントを入力し合うなどして実質的に意見交換を行う。

(3) 取組のための時間（余裕）を生み出すための方策

〔部全体として、計画的、集中的に処理を図るための工夫例〕

- ・裁判長（部総括裁判官）のリーダーシップの下、大型事件や長期未済事件の処理について、明示的に部内で議論して年間の処理計画を立てている。
- ・他の事件も含む合議事件の大まかな進行予定を一覧表化して共有することにより、合議体の各構成員がそれを踏まえつつ予定を立て、合議事件の集中的な処理に必要な時間を確保できるようにしている。

〔特大規模の事件や長期未済事件が多数累積することにより部ないし合議体として身動きがとれなくなる場合の全庁的な対策の具体例〕

- ・複数の民事部がある庁において、事務分配規程を見直すなどして新件の配てんを調整する。
- ・一定の大型事件について通常の事件とは別に配てんすることとして大型事件が特定の部に偏らないようにする。

〔部内における担当事務の調整等の具体例〕

- ・裁判長が合議事件に注力できるよう、裁判長に対する単独事件の配てん割合を軽減する。

〔合議体の構成員の全部又は一部の担当する事務（合議事件以外のもの）の負担を部内のみで吸収しきれない場合の全庁的な各種の事務分担の在り方の見直しの具体例〕

- ・左陪席裁判官が日中の令状事件を担当していることが合議（評議）の準備作業のための時間を圧迫しているとして、刑事部の協力も得た上で、日中の令状事件の担当日を減少させる。

(4) 取組に関する情報を共有するための方策

〔各部の取組状況や工夫例等についての情報交換を行っている例〕

- ・庁内の複数の民事部が関与して、合議の充実・活用の取組を進めるための検討会等を開催し、定期的に各部の取組状況や工夫例等についての情報交換を行っている。
- ・高等裁判所管内の複数の庁が集まって、合議の充実・活用の取組についての実情や課題を議論することにより、同様の規模、環境の庁においてどのように取組を進めているかについての情報交換を行っている。

〇〇地裁民事第〇部の付合議基準

1 次の各事件については、原則として新件の段階で合議に付する。これ以外の事件についても、複雑な事案については、訴状審査を行う左陪席裁判官が裁判長と相談の上、右陪席裁判官の意見を聴いて、合議に付する。

- (1) 憲法解釈が問題となる事件
- (2) 法令の解釈に慎重な判断が求められる事件
- (3) マスコミで報道されるなど、社会的耳目を集める事件
- (4) 専門的知見を要する事件（デリバティブ事件、ソフトウェア開発に関する事件、大規模建築関係事件、介護・医療関係事件、専門家責任に関する事件など）
- (5) 国家賠償請求事件（単純な事案を除く。）
- (6) 訴額 1 億円以上の事件（単純な事案を除く。）
- (7) 当事者対応に特に配慮を要する事件（反社会的勢力が当事者である事件など）
- (8) 差戻事件
- (9) 集団訴訟、消費者契約法 12 条 1 項に基づく差止請求事件及び消費者裁判手続特例法 2 条 4 号に定める共通義務確認の訴え

2 係属中の事件につき、3か月ごと（2月、5月、8月、11月）に棚卸を行い、次の各事件などの合議相当事件を選定し、合議に付する。

- (1) 審理の途中で 1(1)ないし(7)に該当することになった事件
- (2) 事実認定に慎重な判断が求められる事件
- (3) 事案が複雑化している事件
- (4) 審理の促進が必要な事件（係属期間が 2 年を超えることが予想される事件で、終局の見込みが立っていない事件）

合議基準

○○地方裁判所民事部における合議事件とする基準は、以下のとおりとする。

1 合議に付する事件

- (1) 憲法の解釈適用が問題となる訴訟
 - (2) 重要な法令の解釈適用、判例の確立していない法律の解釈適用が問題となる訴訟
 - (3) 困難な法律判断や価値判断が必要となる訴訟
 - (4) 判決の及ぼす社会的影響が大きいと見込まれる訴訟
 - (5) 行政事件訴訟
 - (6) 医事関係訴訟
 - (7) 介護施設における事故を巡る訴訟
 - (8) 薬害訴訟
 - (9) 建築瑕疵が問題となる訴訟
 - (10) 公害（地盤沈下を含む。）が問題となる訴訟
 - (11) 株主代表訴訟
 - (12) 製造物責任訴訟
 - (13) 知的財産関係訴訟
- (注) (9)については、当該訴訟の一般的な審理についてのノウハウが蓄積されるまで当面の間とする。

2 合議に付するか相談すべき事件

- (1) 国家賠償請求訴訟
- (2) 金融商品取引訴訟
- (3) 労働訴訟、労働災害訴訟
- (4) 上記1に該当しないが、当該事案が社会的な関心を集めている訴訟
- (5) 事件の性質や内容、訴額、当事者の人数、属性等に照らして、合議体による審理判断が相当と考えられる訴訟

3 単独事件からの割替えを検討すべき事件

- (1) 単独事件の審理中に、上記1、2の事情が明らかになった事件
- (2) 単独事件を担当する裁判官において、合議事件とすることが相当であると判断した事件
- (3) 審理期間が1年6か月を超え、終結までに相当な期間が想定される事件

民事事件の裁定合議基準等についての申合せ

本庁及び〇〇支部民事事件担当裁判官

合議事件にふさわしい事件を適切な時期に合議事件にすることができるようするため、民事事件を担当する裁判官全員が合議事件にする基準等について、以下のとおり申し合わせる。

1 この申合せにおいて「原則合議事件」とは、次に掲げる民事事件をいう。

原則合議事件については、訟廷係書記官は、合議事件として配てんする。ただし、(1)及び(5)の事件については、合議体において事案軽微等の理由により単独事件相当と判断したときは、単独事件に配てん替えすることができる。

(1)～(8) (略)

2 この申合せにおいて「要審査合議事件」とは、次に掲げる民事事件をいう。

要審査合議事件については、訟廷係書記官は、当該事件を合議事件とすることが相当であるか否かの判断を合議体に求める。合議体において、合議事件相当と判断した事件については合議事件として配てんし、単独事件相当と判断した事件については単独事件として配てんする。

(1)～(7) (略)

3 (略)

4 〇〇支部に提起された原則合議事件及び要審査合議事件等は、次の要領により本庁に回付し、合議事件として配てんする。

(1) 原則合議事件は、原則として(注)、本庁に回付する。本庁に回付された原則合議事件は、合議事件として配てんする。

(注) 「原則として」の意味は、原則合議事件であっても、事案軽微であることが明白な事件、本人訴訟で当事者が本庁へ出頭することが困難な事件等、〇〇支部において審理及び裁判をすることが相当であると思料される事件については、例外とすることができますという趣旨である。

(2) 要審査合議事件及び〇〇支部の裁判官において事実認定又は法律解釈に関する

る重要な問題を含むなどの理由により合議事件相当と判断した事件は、同支部の裁判官の申出に基づき、本庁の合議体において合議事件とすることが相当地あるか否かを検討し、合議事件相当と判断したときは、当該事件を本庁に回付する。○○支部の裁判官は、要審査合議事件が提起されたときは、本庁に対し、遅滞なく要審査合議事件が提起されたことを適宜の方法で報告しなければならない（注）。

（注） ○○支部の裁判官が、できるだけ要審査合議事件が提起されたことを本庁に報告しやすくするため、報告を義務的とした。なお、この条項は、次の(3)の定めとあいまって、実務上は、書記官事務のレベルで運用されることが期待される。

（3） 本庁と○○支部の間の報告等の連絡調整事務は、本庁は訟廷係書記官が、○○支部は担当書記官が行う。

*		事件番号	事件類型	原告	被告	係主任	付合議が相当な理由
4月	新	1 H27(ワ)XXXX	損害賠償請求事件(株主代表訴訟)	●●●●	●●●●	口 左	株主代表訴訟 困難な法律判断要
		2 H27(ワ)XXXX	損害賠償請求事件	●●●●	●●●●	口 左	原告が刑事施設収容者であり、対応困難
		3 H27(ワ)XXXX	損害賠償請求事件	●●●●	国	ハ 左	原告が刑事施設収容者であり、対応困難 国賠
		4 H27(ワ)XXXX	損害賠償請求事件	●●●●	国	口 左	原告が刑事施設収容者であり、対応困難 国賠 憲法違反の主張
5月	新	5 H27(ワ)XXXX	賃負代金等請求事件	●●(株)	国	口 左	事故の原因に関し専門的判断要 国賠 訴額3億円超
6月	新	6 H27(ワ)XXXX	損害賠償等請求事件	●●●●	●●(株)	ハ 左	商品先物取引に関する訴訟 事案が複雑で事実認定に慎重な判断要 訴額6億円超
7月	新	7 H27(ワ)XXXX	損害賠償等請求事件	●●法人●●会	●●(株)	口 左	大規模施設の改築工事に関する訴訟
		8 H27(ワ)XXXX	損害賠償等請求事件	●●●●	●●(株)	口 左	信用取引に関する訴訟 事実認定困難
		9 H27(ワ)XXXX	損害賠償請求事件	●●●●	●●(株)	ハ 左	介護施設における高齢者の死亡事故事案 判断の及ぼす社会的影響大
	単	10 H26(ワ)XXXX	損害賠償請求事件	(株)●●	●●(株)	口 左	訴訟の複雑化 多数の詐欺行為の有無が争点
		11 H26(ワ)XXXX	損害賠償請求事件	●●●●	●●(株)	口 左	関連訴訟が多数で、それらに与える影響大
8月	新	12 H27(ワ)XXXX	●●等請求事件	●●●●	●●●●	口 左	困難な法律判断要
8月	単	13 H25(ワ)XXXX	共有物分割等請求事件	●●●●	●●●●	口 右	訴訟の長期化・複雑化
		14 H27(ワ)XXXX	遺留分減殺等請求事件	●●●●	●●●●	口 右	上記事件と関連
		15 H26(ワ)XXXX	売掛金等請求事件	●●有限公司	(有)●●	ハ 左	困難な法律判断要(準拠法やウイーン売買条約の解釈が問題)
9月	新	16 H27(ワ)XXXX	不当利得返還請求事件	破産者(株)●●管財人	(株)●●	ハ 左	訴額20億円超 困難な法律判断要
		17 H27(ワ)XXXX	慰謝料請求事件	●●●●	国	口 左	国賠
		18 H27(ワ)XXXX	●●請求事件	●●●●	独立行政法人●●機構	ハ 左	困難な法律判断要
	単	19 H25(ワ)XXXX	貸金請求事件	●●●●	●●●●	口 左	訴訟の長期化
10月	単	21 H26(ワ)XXXX	損害賠償等請求事件	●●●●	(株)●●外	口 左	訴訟の長期化
		22 H27(ワ)XXXX	損害賠償請求事件	●●●●	●●(株)外	口 左	訴訟の複雑化
		23 H26(ワ)XXXX	共有持分権確認等請求事件	●●●●	●●●●	ハ 右	訴訟の長期化
		24 H26(ワ)XXXX	損害賠償請求事件	●●●●	●●(株)	ハ 左	訴訟の長期化
		25 H27(ワ)XXXX	建物買取代金等請求事件	(株)●●	●●●●	ハ 右	訴訟の複雑化 争点多数
		26 H26(ワ)XXXX	不当利得返還請求事件	(株)●●	(株)●●外	口 左	訴訟の長期化
		27 H26(ワ)XXXX	損害賠償請求事件	●●●●	●●(株)	ハ 左	上記事件と関連
		28 H26(ワ)XXXX	賃負代金等請求事件	●●●●	(株)●●	口 左	訴訟の長期化
		29 H26(ワ)XXXX	損害賠償等請求事件	●●●●	●●こと●●	口 右	訴訟の長期化
		30 H25(ワ)XXXX	損害賠償等請求事件	●●●●	●●こと●●	口 右	訴訟の長期化

*「新」=新件段階から付合議／「単」=単独事件として進行中に付合議

	事件番号	事件類型	原告	被告	係名	付合議のタイミング等
1	H27(ワ)XXXX	損害賠償請求事件	●●●●	●●●●	□	多数の不法行為主張 争点整理が難航した場合
2	H27(ワ)XXXX	請負代金請求事件	●●●●	(株)●●●●	□	建築請負代金請求 瑕疵の主張が出された場合
3	H27(ワ)XXXX	損害賠償請求事件	●●●●	(株)●●外	ハ	事案複雑 争点整理が難航した場合
4	H27(ワ)XXXX	損害賠償請求事件	●●●●	●●●●	□	困難な法律判断要 当該争点の判断が必要となった場合
5	H27(ワ)XXXX	請負代金等請求事件	●●(株)	(株)●●外	□	事案複雑 争点整理が難航した場合
6	H27(ワ)XXXX	損害賠償等請求事件	●●●●	●●(株)	ハ	事案複雑 争点整理が難航した場合
7	H27(ワ)XXXX	損害賠償等請求事件	●●法人●●会	●●(株)	□	事案複雑 争点整理が難航した場合
8	H27(ワ)XXXX	損害賠償等請求事件	●●●●	●●(株)	□	争点単純だが事実認定困難 人証調べ前
9	H27(ワ)XXXX	不当利得返還請求事件	●●●●	●●(株)	ハ	困難な法律判断要 被告が争うことが明らかになった場合

3係未済事件(6か月超)一覧(平成27年5月末日現在)

事件番号	事件名	提起側	相手側	次回期日	進行状況等
1 H24(ワ)xxxx	不当利得返還請求事件	●●●●	●●●●	Hxx/xx/xx	中斷中(争点整理中)
2 H24(ワ)xxxx	不当利得等請求事件	●●●●	●●●●	Hxx/xx/xx	鑑定中(終了後人証調べの予定)
3 H25(ワ)xxxx	譲り受け金支払請求事件	株式会社●●	●●●●	Hxx/xx/xx	次回終結予定
4 H25(ワ)xxxx	寄託金返還請求事件	有限会社●●	●●株式会社	Hxx/xx/xx	次回終結予定
5 H25(ワ)xxxx	損害賠償請求事件	●●●●	●●株式会社	Hxx/xx/xx	次回終結予定(3の反訴)
6 H25(ワ)xxxx	譲り受け金請求事件	株式会社●●	株式会社●●	Hxx/xx/xx	次回人証調べ
7 H25(ワ)xxxx	求償権請求事件	●●●●	●●株式会社	Hxx/xx/xx	中斷中(争点整理中)
8 H25(ワ)xxxx	遺留分滅殺等請求事件	●●●●	●●●●	Hxx/xx/xx	争点整理中 要付合議検討(事案複雑, 長期化)
9 H25(ワ)xxxx	所有権持分移転登記手続等請求事件	●●●●	●●●●	Hxx/xx/xx	次回人証調べ
10 H25(ワ)xxxx	貸金請求事件	●●●●	●●●●	Hxx/xx/xx	次回人証調べ
11 H25(ワ)xxxx	損害賠償請求事件	●●株式会社	●●●●	Hxx/xx/xx	中斷中(争点整理中)
12 H25(ワ)xxxx	保険金請求事件	●●●●	●●保険株式会社	Hxx/xx/xx	次回終結予定
13 H25(ワ)xxxx	譲り受け金請求参加事件	株式会社●●	株式会社●●	Hxx/xx/xx	争点整理中 要付合議検討(事案複雑, 長期化)
14 H25(ワ)xxxx	建物明渡等請求事件	株式会社●●	●●●●	Hxx/xx/xx	争点整理中
15 H25(ワ)xxxx	紹介手数料等請求事件	株式会社●●	株式会社●●	Hxx/xx/xx	争点整理中 要付合議検討(法解釈困難, 長期化)
16 H25(ワ)xxxx	損害賠償請求事件	●●●●	●●●●	Hxx/xx/xx	争点整理中
17 H26(ワ)xxxx	損害賠償請求事件	●●●●	●●株式会社	Hxx/xx/xx	争点整理中
18 H26(ワ)xxxx	貸金請求事件	●●●●	●●●●	Hxx/xx/xx	次回判決言渡し
19 H26(ワ)xxxx	損害賠償請求事件	●●●●	●●●●	Hxx/xx/xx	争点整理中
20 H26(ワ)xxxx	損害賠償請求事件	●●●●	●●●●	Hxx/xx/xx	争点整理中
21 H26(ワ)xxxx	損害賠償請求事件	●●こと●●	●●●●	Hxx/xx/xx	次回人証調べ
22 H26(ワ)xxxx	抹消登記手続等請求事件	●●●●	●●●●	Hxx/xx/xx	次回判決言渡し
23 H26(ワ)xxxx	遺言無効確認等請求事件	●●●●	●●●●	Hxx/xx/xx	次回判決言渡し
24 H26(ワ)xxxx	損害賠償請求反訴事件	●●●●	株式会社●●	Hxx/xx/xx	争点整理中
25 H26(ワ)xxxx	損害賠償等請求事件	株式会社●●	●●●●	Hxx/xx/xx	次回人証調べ
26 H26(ワ)xxxx	共有物分割等請求事件	●●●●	●●●●	Hxx/xx/xx	争点整理中
27 H26(ワ)xxxx	損害賠償請求事件	●●株式会社	株式会社●●	Hxx/xx/xx	争点整理中
28 H26(ワ)xxxx	預金払戻請求事件	●●●●	●●信用組合	Hxx/xx/xx	争点整理中
29 H26(ワ)xxxx	損害賠償請求事件	●●●●	●●●●	Hxx/xx/xx	争点整理中
30 H26(ワ)xxxx	損害賠償請求事件	●●●●	●●●●	Hxx/xx/xx	争点整理中
31 H26(ワ)xxxx	請求異議事件	●●●●	●●●●	Hxx/xx/xx	争点整理中
32 H26(ワ)xxxx	譲り受け金請求事件	株式会社●●	株式会社●●	Hxx/xx/xx	争点整理中 要付合議検討(建築瑕疵, 長期化)

(庶ろー03)

平成30年7月20日

高等裁判所長官 殿

地方裁判所長 殿

東京, 横浜, さいたま, 千葉,
大阪, 京都, 神戸, 名古屋,
広島, 福岡, 仙台, 札幌, 高松

最高裁判所事務総局民事局長 平 田 豊

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、民事事件担当裁判官等事務打合せの開催について、本日付け最高裁民二第2514号により通達しました。この事務打合せは、(1)民事訴訟手続のIT化を通じ、裁判の質を向上させるために序として取り組むべき課題及び(2)合議体による審理の充実・活用を全序的に進め、裁判の質を向上させるために序として取り組むべき課題を協議事項とするものです。

近年、事件が複雑困難化の度合いを強めるなど、民事訴訟をめぐる状況は厳しさを増す一方、情報通信技術の発達には目覚ましいものがあり、こうした技術を経済取引等の分野に取り入れようとする動きも活発化しております。このような状況の下、民事訴訟手続にITを導入し、これを活用することは、民事訴訟を国民に利用しやすいものとするだけでなく、適正迅速な裁判を実現する観点からも、望ましいものと考えられます。内閣官房の「裁判手続等のIT化に関する検討会」の取りまとめにおいては、民事訴訟手続の全面IT化が目指されていますが、上記の観点から見れば、この全面IT化は、単に従来の手続にITを導入するだけでなく、民事訴訟手続の在り方全体の抜本的な見直しを迫るものととらえるべきであると思われます。

そのため、民事訴訟手続のIT化の検討に当たっては、裁判官や裁判所書記官等によるこれまでの取組を基礎としつつ、現行の民事訴訟法の下での20年間のプラクティスを省み、裁判の質を更に高めるという観点から、柔軟かつ大胆な発想を持つとともに、裁判所全体で幅広く意見交換等をしていくことが求められます。この点、本年度の長官所長会同の事務的協議においても、民事訴訟手続のIT化の取組は、単に従来の手続にITを導入するにとどまるものではなく、手続の在り方全体の抜本的な見直しを行い、裁判の質の更なる向上を図る重要な契機とすべきという観点からの協議が行われたところです。そして、いくつかの庁においては、実際にIT機器を使用して模擬手続を行うなどすることにより、具体的なイメージを持つつつIT化を通じたより良いプラクティスを模索するなどする取組が進められているところです。

そこで、本事務打合せにおいては、裁判の質の更なる向上を図る観点から、現在の民事訴訟のプラクティスの課題を改めて確認し（その前提として、争点中心型の審理といった理念を具体化した審理の在り方について、部における個別事件の審理運営についての議論を通じて共通認識の確立を図る必要があると考えられます。）、ITを活用することによりそれらの課題のうちどのようなものをどのように解決し得るかといった点のほか、現行法の下でITを活用して充実した争点整理を行うための方策や、制度改正を見据えて争点中心型の審理判断を行うためのIT活用の在り方について協議し、さらに、これらの検討を庁全体、更には高等裁判所管内全体や全国での議論の活性化に結び付けていくための方策等について意見交換を行うことにより、今後の各庁の取組につなげたいと考えています。

合議体による審理の充実・活用については、部に係属する事件を適切に合議事件と単独事件とに振り分けるとともに、充実した合議や単独事件についての意見交換を行うことにより、部全体として事件の適正迅速な解決を図ることを目指す「部の機能の活性化」の取組の一環として、近年、各庁において取組が進められています。もっとも、この取組については、合議に付された事件について充実した審理が行わ

れていないためにかえって事件が滞留している例があるとの指摘や、取組の効果を実感できずその意義や必要性が腑に落ちていない裁判官もいるとの指摘のほか、部や庁によって進捗状況にかなりの差があるとの指摘もあります。昨年度の民事事件担当裁判官等協議会では、これらの指摘を踏まえ、各部・各庁における取組の具体的な目的や課題を確認した上、合議に付した事件を適正迅速に審理判断するための充実した合議の在り方や、取組を全庁的に進めるための方策等について協議したところ、取組を裁判の質の向上につなげるためには、各部・各庁が抱える事件処理の課題を明確化し、どのように取組を進めればその課題の解決に資するかといった観点から取組の在り方を検討する必要があること等が確認されました。また、司法研修所においては、司法研究「地方裁判所における民事訴訟の合議の在り方に関する研究」が行われ、本年10月の民事通常専門研究会2（合議充実）においてその報告がされる予定です。この研究では、合議制の意義等を踏まえ、①合議相当事件と付合議の在り方、②適正迅速な審理判断を可能にする充実した合議の在り方、③合議の充実・活用を支える環境整備の在り方といった点について検討が加えられており、今後、各庁において、これを踏まえて更なる取組が進められることが期待されるところです。

そこで、本事務打合せにおいては、裁判の質の更なる向上を図る観点から、各部・各庁の事件処理の課題（部に係属する事件の質・量、構成員の経験・力量・意識といったものが考えられます。）を確認した上、合議の充実・活用を通じて上記の課題の解決を図るための方策や、上記の司法研究を踏まえ、合議の充実・活用の取組を全庁的に更に進めるための方策について協議を行い、各庁の更なる取組を促したいと考えています。

以上のような趣旨から、本事務打合せにおける主な協議事項を別紙のとおりとしました。そして、これらの協議事項は、いずれも庁としての組織的な取組に関するものであり、特に、民事訴訟手続のIT化は、上記のとおり、書記官事務を含む民事訴訟手続の在り方全体の抜本的な見直しを迫るものといえることから、比較的大

規模な地方裁判所の部総括裁判官及び右陪席裁判官のほか、首席書記官にも協議員として御出席いただくとともに、高等裁判所の陪席裁判官及び首席書記官にもオブザーバーとして御出席いただくこととしました。

については、この趣旨に沿い、実質的な議論をしていただくのにふさわしい貴庁管内の裁判官等を協議員等として推薦していただくよう御配慮をお願いいたします。

敬 具

(別紙) 主な協議事項

第1 民事訴訟手続のIT化を通じ、裁判の質を向上させるために府として取り組むべき課題

1 現在のプラクティスの課題を解決する方策としてのIT化

- (1) 争点中心型の審理判断を行う上での課題
- (2) 審理判断の課題の解決に資するITの活用の在り方

2 現行法の下でITを活用し、充実した争点整理を行うための方策

- (1) ウェブ会議等を活用した口頭議論の在り方
- (2) ウェブ会議等を活用した手続の記録化の在り方
- (3) ウェブ会議等を活用した手続に向けた事前準備の在り方
- (4) ウェブ会議等を活用した争点整理における書記官の役割

3 制度改正を見据え、争点中心型の審理判断を行うためのIT活用の在り方

- (1) ITを活用した第1回期日前の手続の在り方
- (2) ITを活用した争点整理の在り方
- (3) ITを活用した人証調べの在り方
- (4) ITを活用した和解・判決等の在り方
- (5) ITを活用した審理手続における書記官事務の在り方

4 IT化に向けた裁判所全体での意見交換等を活性化するための方策

- (1) 全府的な意見交換等を活性化するための方策
- (2) 高等裁判所管内全体での意見交換等を活性化するための方策
- (3) 全国的な意見交換等を活性化するための方策

第2 合議体による審理の充実・活用を全府的に進め、裁判の質を向上させるために府として取り組むべき課題

1 部や府の事件処理の課題を解決する方策としての合議の充実・活用の取組

- (1) 部や府の事件処理の課題
- (2) 事件処理の課題の解決に資する合議の充実・活用の在り方

2 司法研究を踏まえ合議の充実・活用の取組を全庁的に更に進めるための方策

- (1) 合議相当事件についての認識を共有し、これを適切に合議に付すための方策
- (2) 適正迅速な審理判断を実現する充実した合議を行うための方策
- (3) 合議の充実・活用を支える環境を各部・各庁において整備するための方策